

平成28年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成28年3月7日（月曜日）

○議事日程（第2号）

平成28年3月7日（月）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 尾鷲市行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 行政不服審査会の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 尾鷲市子どものいじめの防止等に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 尾鷲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 尾鷲市福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 尾鷲市斎場条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算 |

の議決について

- 日程第 1 8 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第 1 9 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 2 0 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 2 1 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 2 2 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について
- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 尾鷲市過疎地域自立促進計画について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 尾鷲市福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 紀北広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議に

ついて

(質疑、委員会付託)

日程第35

一般質問

○出席議員（13名）

1番 真井紀夫議員	2番 内山鉄芳議員
3番 中平隆夫議員	4番 田中勲議員
5番 小川公明議員	6番 濱中佳芳子議員
7番 三鬼和昭議員	8番 南靖久議員
9番 榎本隆吉議員	10番 高村泰徳議員
11番 奥田尚佳議員	12番 三鬼孝之議員
13番 村田幸隆議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君

水 道 部 長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 専 作 君
教 育 委 員 長	森 下 龍 美 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、3月1日の本会議において岩田市長が所信表明で発言された部分について、別紙のとおり一部訂正したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条の規定に準じ、この改正の申し出を許可することといたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、濱中佳芳子議員、7番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第1号「尾鷲市行政不服審査会条例の制定について」から日程第34、議案第33号「東紀州農業共済事務組合規約の変更に関する協議について」までの計33議案を一括議題といたします。

ただいま議題の33議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順に従い、これを許可いたします。

最初に、8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） おはようございます。

それでは、質疑通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

まず、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、予算書の75ページ、2款1項6目人づくり支援事業、「道の駅」実施計画等策定業務委託料1,782万と、同じく同予算書の249ページ、7款6項1目住宅管理費、一般事務費の中から避難路沿道建築物耐震診断委託料600万円と、それから議案第26号、議案書の65ページになりますが、「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」の2議案について質疑をさせていただきます。

まず、質疑の整理上、議案第26号の「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」からお聞きをさせていただきます。

今回計画された過疎計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画だと判断するものですが、これまで過去5カ年の計画案と今回提出されております自立促進計画案と比べ、重立った変更箇所をまずはお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長公室長。

市長公室長（北村琢磨君） では、尾鷲市過疎地域自立促進計画について、南議員の質疑に御説明させていただきます。

前回からの計画変更点についての主なものについてということでございまして、まず、過疎計画の策定に当たりましては、現在の過疎計画をもとに、三重県過疎地域自立促進計画に基づき作成しております。前回の計画に、まち・ひと・しごと創生及び食のまちづくりの推進の基本方針を追加するとともに、本市を取り巻く状況の変化に伴う追加や変更、及び人口統計や財政指標などの数値についてデータ更新を行っております。

近年の状況を加えたものとして高速道路の延伸がありました。このことに伴った変更を行っております。例えばでございますが、31ページ、通知をさせていただきます。

今回の新しい過疎計画案の31ページの2番に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（1）市道、①道路の現状と課題では、高速道路が本市まで開通し、中京圏等都市部との交通アクセスが格段に向上し、産業の活性化や文化交流、また緊急輸送道路としても重要な役割を果たしている旨の記載をしております。

また、20ページを通知させていただきます。

20ページにおきましては、1、産業の振興、（8）観光またはレクリエーションでは、東紀州の来訪者が増加していること、しかし、現在整備が進められている尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジの開通後には観光客が本市内に滞在せず通過してしまうことの危惧と、その対策について記載しております。

次に、南海トラフ巨大地震に関連したのも平成22年の前回計画策定時にはなかったものでありますので、このことに伴った変更も行っております。

31ページを通知させていただきます。

具体的には、2、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（1）市道、②橋梁での記載や、次に、45ページになりますが、これも通知をさせて

いただきます。

3、生活環境の整備、(7)過疎地域自立促進特別事業、①過疎地域自立促進特別事業の現状と課題では、発生が危惧されている南海トラフの巨大地震による災害後にいち早く復旧復興を行うため、自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊が参集する後方支援拠点の整備も課題となっていること、そのための対策について記載しております。

同じく、(8)その他の①その他では、防災対策についての現状と課題、その対策を記載しております。

なお、国が示された作成例の変更によって新たに大分類の事業が追加されたものがあります。区分でいいますと、3の生活環境の整備、火葬場、4の高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進の障害者福祉施設の項目の二つにつきましては、前回策定しております過疎計画には記載がない大分類の事業となりまして、新規を追加しております。

以上でございます。

議長(村田幸隆議員) 8番、南議員。

8番(南靖久議員) 先ほどの大きな変更箇所を担当室長のほうから説明をいただいたんですけども、45ページの、今の後方支援の拠点の確保が必要ということで新たに追加されたようでございますが、その中で、同じく過疎推進計画の中で、僕の調べた範囲によりますと、49ページをめくっていただきたいんですけども、49ページの過疎地域自立促進事業の中で、下のほうで、命の道として建設予定の(仮称)道の駅おわせの計画を進めていきますというのも、これも新たに記載されたものだと思うんですけども。そういったわけで、今回、自立促進計画の5年間のあれなんですけれども、市長は、特に道の駅の整備というのが、ある意味では大きく過疎計画の中で取り入れられておるということで、私は、今回、市長の強い思いが過疎計画の中であらわれてきたなという判断をするんですけどね。

そういった意味で、今回、岩田市長が唐突に、平成30年をめどに防災拠点を含めた命の道を整備したいというような強い思いから、市長の退職金にも匹敵する巨額の委託料を上げてきたわけなんですけれども。

そもそも形式的には、言うまでもなく予算の流れは、基本計画、実施計画、そして関連する予算の計上ということであるんですけども、前回、平成24年度に、基本計画として493万円の委託料をかけて一般的な道の駅に関する基本計

画が市民の前へ提示されておりますけれども、その基本計画をもとに、いろんな、市民が判断したわけなんですけれども、やはり道の駅については市民間の同意というか合意形成がまだ得られていない中なんです、正直言うて、今の段階で。そういったわけにもかかわらず、市長は、市民や議会に事前説明もなく1,782万円の巨額の予算を今回の当初予算に計上してきたという、市長の考え方をまずはお聞きいたしたいと思います。

申し述べますけれども、議案質疑でございますので、道の駅については過疎計画と絡めて5点ほどお聞きをするわけなので、再質問は、一般質問をする方が5人からおられるということで質疑のみで、1回ずつの質疑で終わっていきたいと思いますので、市長の、市民あるいは議会が納得できるような明確な説得性のある説明を求めます。まずは、予算を唐突に上げてきたことについて。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 南議員がおっしゃられましたように、まず、全国的な例を見まして道の駅の基本計画を作成させていただきました。それをもとに、いろいろ市民の皆さんへの説明等を行ってきたわけでありまして、国の方針が若干変わったようなところもあります。例えば、防災機能を重視するとか、そういった国の方針も変わってきているところもありまして、我々としては国の方針に合った今の考え方で、昨年、重点「道の駅」候補への申請を議会で説明させていただいて、上げたわけなんですけれども。

しかし、重点「道の駅」候補に選ばれてからもう既に1年たちます。そういった中で、市民の皆さんにも議員の皆さんにも、防災拠点としての道の駅はどういうようなものが必要なのか、あるいは、ゲートウエー機能として尾鷲市はどういうものをつくろうとしていくのかという、その絵姿、パース図を皆さんに示して、これからの道の駅についての議論の第一歩としたいということで予算計上をさせていただいたところでもあります。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 市長の答弁に対しては再質問をしないと前段で申し述べましたので。ただ、2点目の予算化する前提として、全く議論が尽くされていないということについて再度お聞きをいたしたいと思います。

先ほど市長は、重点「道の駅」候補に選ばれて1年が経過して何らかの形を市民に対して示したいというようなことを申し述べましたけれども、私の記憶では、道の駅に対する議会での議論というのは、たしか平成26年の10月30日に開

かれた総務産業常任委員会の席上で、市長は、国に対して、松阪整備局に対して防災拠点を備えた命の道を要望したいということで、初めて議会に提示をされております。また、その中ではいろんな意見がございましたけれども、特に私の意見を踏まえたと、やはり市民や議会との合意形成ができていないのに市長裁量権で国のほうへ上げてもいいのですかって、僕は、もっと議論を尽くしてから出すべきではないのかというようなことを席上で申し上げた記憶があります。その後、議員の一般質問のやりとりでも、市長の道の駅に対する答弁だとか、いろんなことは聞いておりますけれども、これはあくまでも議会答弁であって、正式に委員会へ説明されたことは26年の10月30日の1回っきりなんですわ。

そして、重点候補に翌年の1月に選ばれたときは、議会としても説明を受けることなく、新聞紙上を見て初めて、道の駅が全国で35カ所ですか、三重県としても奥伊勢とパーク御浜と尾鷲が候補に選ばれたということは地元新聞での報道でお聞きした程度で、その後、踏み入った説明は聞いておりませんし、もう一つ言うならば、今年の10月ですか、尾鷲老人クラブ連合会が開かれた席上の中で、上村会長のほうから、今の尾鷲市は財政的にも優先順位的にも非常に憂慮するところがあるので、今、道の駅を最重点施策と上げるのはいかなものかというような意見がございまして、国の進める防災については大賛成ですけれども、尾鷲市の道の駅については白紙撤回しなさいというような、老人連合会が極めて異例なことなんですよね。そう言ったにもかかわらず、市長はあえてまた今回このような提示を、意気込みを示しておられたということは、私、全く理解ができません。そういった意味では、市長は、市民に対して議会に対して議論が尽くされているとお思いですか、今回の予算計上に当たって。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 南議員がおっしゃられた総務産業常任委員会の最後のほうだったと思うんですが、申請を上げさせていただいて、その後、実施計画を皆さんにお示しさせていただくというような答弁をさせていただいておると思うんです。昨年、道の駅候補に認定されてから、南議員が言われましたように、御浜町、それから大台町、この二つは候補でありましたけれども、既に候補が取れて、重点「道の駅」候補となっております。尾鷲市としましても、具体的な議論に入るための絵姿、パース図等を皆さんに示させていただいて、議会にも示させていただいて、それで尾鷲市としての道の駅の必要性、そういったものについて進めていきたいと思っております。

特に、議員もおっしゃられましたけれども、中越地震以降、道の駅というものが災害の後方拠点として大きな役割を果たしている、また、東日本大震災でも随分大きな役割を果たしたということも踏まえまして、尾鷲市の道の駅として、防災拠点としてどういう整備が必要なのか。あるいは、もう一つ示させていただいたもう一つの機能、玄関口としての機能として、尾鷲市としてどういうものが考えられるのか。そういったものを皆さんにお示しをさせていただきたいということとであります。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 実施計画を市民の前、議会に示したいということなんですけれども、次の3点目は、道の駅に市長があえてこだわる論点というのか、説得力が見出せないんですわ。重点候補に入ったから、防災の拠点だからという、口先だけの話ですよ。根拠がないんですよ、逆に言うていくと。

既に高速道路の沿線では、松阪方面から来るのには奥伊勢パーキングですか、それと始神テラス、国道では、道の駅マンボウや海山、鬼ヶ城センター、パーク御浜、ウミガメ公園等の、かなりの高規格も、42号線も僕は十分整備されておると判断するんですわ。そういったものを、少のうてもそこら辺、動向を十分把握して予算編成に当たっていくとか、そこら辺、そういった必要性が、分析を持ってまずやってくるのが必要じゃないのか。

市長は、よくゲートウエー構想だとかなんとかという話がありますけれども、やはりゲートウエー構想なんか、フルインター化が必須条件だったと思うんですね。尾鷲市議会としても商工会議所さんとしても、フルインター化の上で、ある程度の防災拠点なり、尾鷲に似合う道の駅は考えてもええんじゃないかというような議論で終わっておると思うんですね。そういった意味では、今回、市長が計上された予算について、役所の課内、あるいは政策会議等でどのような議論がされて予算計上されたのか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長公室長。

市長公室長（北村琢磨君） 道の駅の単独での政策会議などは行っておりませんが、関係課との連絡は密にして情報交換を行っております。また、随時、市長や副市長とは打ち合わせなども行っております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 非常に残念な説明が返ってきたわけなんですけれども、大事な政策の一つだと思うんですね。そういった意味では、尾鷲市の政策を決定する政

策会議も開かずして予算計上されるということは、僕は極めて異常事態じゃないのかなというような判断をするんですけども、それはそれとして、次の４点目のほうへ行きます。

まず、市民間では、建設予定地をめぐる疑念というのか、なぜあそこなのかというような、今でも根強く、あの場所への道の駅というのは考えられへんという人が多いんですわ。まずは、要するに、道の駅といたら、風光明媚とまではいきませんが、ある程度尾鷲市がイメージできるような、ある程度の場所に設置するのが僕はふさわしいのじゃないかなというような思いがいたすので、なぜ、あの場所にこだわって進めようとするのか、いま一度、市長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それぞれの機能によってあれですけども、まず、国道と高速道路が交差する場所というのがあの場所なんですけれども、そういったことを考えれば、道の駅としてはこんなにすぐれた場所はないのじゃないかなと思っておりますし、一つの大きな要因として、命の駅としての防災拠点の機能を有するのであれば、高速、陸からの支援、それは、人もそうですが物資の支援も含めまして、あそこで受けとめて、それから町なかへの啓開に入っていくというようなことがありますので、そういったことからいえば絶好の場所ではないかなというふうに思っております。

また、もう一つ、ずっと言わせていただいておりますのは、あそこが尾鷲市の位置的に言えば中心的な位置でありますので、梶賀から九鬼とかといった集落についても、そこから展開できるということで絶好の位置だと思っております。

それから、もう一つのゲートウエーで言えば、北と南が何年か先にはつながるということでもありますので、つながった高速道路によって尾鷲市が通過点にならないようにするためには、何らかの形でのゲートウエー機能が必要となってくるわけですけども、ゲートウエーとしての機能についても、やはり高速道路と交わるということが一つの大きな要件になると思っております。

議長（村田幸隆議員） ８番、南議員。

８番（南靖久議員） 僕は、決してあの場所は最適なすばらしい場所だとは思っておりません。

最後に、道の駅に関して、会議所さんや関係団体とどのような協議を経て予算計上がされたのか。そして、最後で、実施計画の委託料１，７８２万円の内訳を

詳しくお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長公室長。

市長公室長（北村琢磨君） 尾鷲商工会議様との協議につきましては、尾鷲商工会議所からの動きとしては、平成23年2月にまず高速道路の開通に伴う道の駅おわせの設置に関する要望書を提出いただいた以降も要望をいただいております、その都度協議を行うほか、独自に、平成24年度には道の駅おわせ（仮称）を核とする尾鷲市周遊プランづくり事業報告書や、平成25年度には道の駅を拠点とするまちづくりプランの構築事業報告書を作成していただいております。

また、尾鷲市道の駅設置検討計画の策定には、尾鷲商工会議所から代表の方が出席していただき、また、尾鷲市道の駅基本計画策定の際には全ての会議に商工会議所様からも出席していただくとともに……。

（「今回の予算編成に向けての協議、商工会議所との」と呼ぶ者あり）

市長公室長（北村琢磨君） 予算編成に関しましては協議は行っておりません。その前には、食のまちづくりの関係では道の駅の位置づけは話をさせていただきました。

また、予算の内訳につきましては、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、人づくり支援事業内の尾鷲市「道の駅」実施計画等策定委託料1,782万円に関しましては、本市に設置を計画しております道の駅の具体的な規模や機能に関しまして検討するための委託料でございます。

内訳といたしましては、休憩機能、情報発信機能、地域振興機能及び防災やゲートウエーなどの多機能に関しての整備方針の決定や、それに対応するための施設規模や配置計画、また、平面図やパース図などを作成しようとするものです。具体的な部分では、土木部分として駐車場などの予備的な設計や、建築部分については構造や電気設備等の基本設計を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 当該、商工会議所さんと一切話もせずに予算計上されたということだけど、驚きも何ものもないですね、この件については。5人の方が質問されると思うのでこれで終わりますけれども。今の予算の内訳が結構、情報発信じゃ、地域資源じゃ、防災じゃ、パーキングじゃ、ゲートウエーだの、土木やとか建築の基本的な設計も入っているということなんですけれども、それにしても、本格設計へ入っていったら、また、規模にもよるんですけれども、何千万という

本設計の部分をしていかなあかんと思うんですけど、いかにも1,782万というのは余りにも高い委託料の見積もりじゃないのかなというような感じがしたんですけど、今聞いて。今、室長が分けてくれましたけれども、到底、内訳内容では、根拠すら、数字の根拠が僕は全く今の話では把握できないので、なぜこのような高額な委託料になったのか、いま一度詳しくお聞かせを願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長公室長。

市長公室長（北村琢磨君） 道の駅の先ほどの内訳をもう少し詳しく説明させていただきますと、実施計画の検討につきましては、計画条件の整理であったり、必要な施設規模の検討、施設配置の計画、熊野尾鷲道路の関連性、比較案の作成などが詳細なものとして組んでおります。

また、基本設計には、駐車場、アクセス道路の予備設計、交差点の予備設計などが内訳としてございます。また、基本設計につきましては、重複するかもしれませんが、建築の基本設計、また、電気設備、機械設備、給排水等の基本設計などを含んで予算計上をさせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） やっぱり予算の内訳というのは、僕は専門家じゃないのでなかなか理解しがたいなという思いなんですけれども、今回の1,782万を計上してきたということを逆に考えていくと、以前出された493万の基本設計というのは、平準的な道の駅ということで、大体7億5,000万円の整備費用を見込んでおったと思うんですね。今回のこういった実施計画で2,000万近い予算を計上してくるということは、どえらい道の駅を尾鷲市はつくるんじゃないかなというような感じがするんですけれども、その点については予算委員会等でも審査できるということで、そちらのほうの場に移させていただきますので、道の駅に関してはこれで終わらせていただきます。

次に、同じく一般会計予算の議決についてのうち、ページ数は、249ページの住宅管理費、避難路沿道建築物耐震診断委託料600万円についての詳細なる事業計画をお聞かせ願います。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

避難路沿道建築物耐震診断委託料についてですが、国が、平成25年11月25日施行の耐震改修促進法の改正において耐震診断義務化路線を指定することができることとなり、それに伴い三重県では耐震改修促進計画を改定して、地震時

に通行を確保すべき道路を指定しました。尾鷲市の路線としましては、国道42号線と国道42号線から市役所までの坂場銀杏町線が対象となり、沿道の特定の建築物について耐震診断を行うものであります。

ちなみに、対象となる条件ですが、昭和56年5月30日以前に新築工事を着手し、一定の高さを超えるもので、三重県が認めたもので、前面道路幅員が12メートル以下の場合は6メートル、前面道路幅員が12メートルを超える場合は幅員の2分の1となっております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 三重県が推進したということで、尾鷲市の場合は国道42号線から坂場銀杏町線というのはどの区、どこですか、後で聞いたらいいんですけども。また一定の高さを超える建築物が基準という説明だったんですけども、大体、今回計画に入れておる沿線で、一体何メートル以上なのか、そして、何件該当するのか、まずお聞かせを願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 先ほども説明したように、前面道路幅員が12メートル以下の場合は6メートルとする、前面道路幅員が12メートルを超える場合は幅員の2分の1となっております。今言うた42号線と坂場銀杏町線沿いで6棟の建物が該当となっております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） 6棟ということなんですけれども、これは、僕は大変、避難路の沿線を確保するという意味で物すごい事業だなと判断するんですけども、これは、600万というのは単年度で行っていくのか、それとも複数なのか。そして、財源構成、今回のことについてもお聞きしたいのと、住宅の個人負担、耐震に対して個人負担が生じてくるのか、こないのか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） まず最初に、一応補助率は、国3分の1、県3分の1、市が3分の1となっております。今回の600万については200万ずつの負担金でございます。個人負担については一切ございません。

（「単年度」と呼ぶ者あり）

建設課長（更谷哲也君） 事業計画につきましては5カ年計画となっております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8 番（南靖久議員） 5 カ年計画のうちで何棟やるんですか。最後で、教えてください。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 6 棟でございます。

議長（村田幸隆議員） 8 番、南議員。

8 番（南靖久議員） 予算についてはわかりましたので、それと、また再度、議案 26 号の「尾鷲市過疎地域自立促進計画について」の中で、調べたら、教育振興の現状と課題ということに気づいたんですけどね、ぱっと。これは政策的なものなので、教育長のほうから答えいただきたいと思うんですけども。

その中で、市内小中学校 9 校の中で、三木里と三木小の木造校舎が非耐震構造なので、統合も含めた耐震整備が必要だと新たに記載されたと思うんですね。これは、事業計画の中なんですけれども、裏づけとして、一応計画の、あくまでも参考資料の中で、29 年度に、三木里、三木小、木造耐震補強事業として 1 億 8,000 万円、それと、同校の講堂改築事業に、これは 29 年度計画なんですけれども、5,000 万円と。それと、尾鷲中プール整備事業として 1 億 8,500 万円の予算が、あくまでも過疎計画の中でも参考資料として添付をされておるということは、ある程度、三木、三木里の学校統合についても、新築じゃなしに木造耐震でいくのかなという、僕は感じがして、それはそれとして、尾鷲の財政を考えていくと賢明な考え方かなと思ったんですけども。

そういったことで、特に、三木里、三木小の木造講堂の耐震と尾鷲中プール、1 億 8,500 万、それについて簡単に御説明を願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（二村直司君） 三木、三木里の木造校舎の耐震については、一応、現在両地区の方々が、新しい学校づくりの準備会という形で要望が出ておりまして、それに沿って配置計画の見直し等を行ってまいりました。現在、どちらの学校にどれぐらいの耐震の強度があって、そして、どれぐらい耐震整備が可能なのか、そういうようなことのあり方みたいなものを検討しております。

今後、新しい学校づくりと、それとまた、学校が廃校等になった場合に、その施設がどういうふうな有効な施設として活用できるのか、そういうことをめぐって少し木造の耐震の計画を立ててございます。

それから、プールについては、尾中、尾小、宮小、皆老朽化をしております、今後、児童・生徒数のあり方から考えると、尾中のプールについてはいろんな優

先順位を考えながら整備を進めていかならんかなというふうに思っておりますが、あと、矢浜のプールは非常にまだ新しい状態なので、場合によってはプールの有効活用等も含めて考えていかなければならないだろうと、そういうことも含めて、今、どういうふうに市内の学校の施設整備を進めていこうかなというような形で、ここには計画としてこういうものを立てさせていただいております。

議長（村田幸隆議員） 8番、南議員。

8番（南靖久議員） あくまでも過疎計画の中で、とりあえず考えられるのを予算的にも29年度、30年度って上げておる部分があるということで理解をさせていただきたいと思っておりますけれどもね。

やはり、市長、こういった過疎計画に基づいていろんな事業が組まれても、過去5年間でも約30億余りの過疎債を受けて、ハード・ソフト事業をやったわけなんですけれども、今後については、過疎の枠というの、額的な枠というの非常に少なくなってきたなというようなお話を聞くんですけれども。

最後で、財政課長のほうにお聞きしたいんですけれども、今後5年間というよりか、5年先がわからないということなんですけれども、このままの感じでいっても、やはりハード面は3億5,000万や、やれ、ソフトが5,000万ということで、大体そのような枠が配賦されるということで聞いておるんですけれども、今後として、過疎債の活用、利用についてはある程度の予算枠はとれるものか、できたら、どれぐらいなら大丈夫じゃないかなというのは、財政課長としての考え方を最後でお聞きして質疑を終わります。

議長（村田幸隆議員） 財政課長。

財政課長（宇利崇君） 現状で考えております過疎債の後年度の充当についてなんですが、財政力指数から導き出される毎年度の基礎額というものが大体2億円、それから、年度途中に入りましてプラス2億円、4億円あたりが今現状、基本的に充当できる額ではないかというところで、短期的なんです、それを考えております。

その後の数字の上下につきましては、その他、県内の他の団体での要求といたしますか、申請額によりまして上下しております。基本的になりますのが2億円、プラス、県内での団体の出し方によって、年度によっては上下をします。しかしながら、今現状では4億円程度は見込めるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

8番（南靖久議員） ありがとうございます。

議長（村田幸隆議員） 次に、2番、内山鉄芳議員。

2番（内山鉄芳議員） それでは、質疑させていただきます。

私の質疑は、議案について3点ほどありますので、よろしく願いいたします。

最初に、ページは249ページなんですけれども、議案第15号「平成28年度尾鷲市一般会計予算の議決について」のうち、歳出7款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金、補助及び交付金411万3,000円のうち、補助金、木造住宅耐震補強補助金363万3,000円について質疑をいたしたいと思います。

この補助金は、今後発生が予測される南海トラフ大震災に対して、市民が安全に安心して生活するための木造住宅の耐震補強を行うために、その費用の一部を補助する事業だと思いますが、この補助金363万3,000円は何件分の補助金でしょうか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 363万3,000円の木造住宅耐震補強補助金の対象件数は3件でございます。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 3件ということなんですけれども、何年度から始まった制度で、今までに何件ありましたか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 今まで19件であります。各年度の件数は、平成17年度1件、19年度2件、21年度3件、22年度3件、23年度5件、24年度2件、26年度2件、今年度、平成27年度1件となっております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

（「済みません。ちょっと言い忘れました」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） これは、平成16年度からの開始となっております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 16年度から27年度までで何件ですか、19件、大変少ないですね。先ほども言うたように、いつ起こるかわからない大震災について、かなり少ないなと思うんですけれども、大体、年にするとなると2件弱しかないと

ということなんですけれども、補助率はどのようになっていますか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 耐震補強工事につきましては、国は、工事により額の変動がありますが、最大41万1,000円で、県と市は定額で、ともに30万円の補助金です。したがって、全体補助金の上限は最大101万1,000円となります。また、耐震補強に加えて行うリフォームに関しましては、最大20万円の県補助がございます。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 国の補助金が41万1,000円、そして県が30万円、市が30万円ということなんですけれども、なぜ少ないのかなと思うんですけれども。

あと4日たつというところちょうど東日本大震災から5年たつということと、阪神・淡路大震災から21年ですか、あれは平成7年やで21年ですね。ちょっと風化されるおそれがあると思うんですけれども、やはり大震災がいつ起こるか分からないということで、大体、尾鷲市で診断をしなければならないような件数は今何件ぐらいありますか、また、補強しなければならないような件数は何件ぐらいありますか。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（更谷哲也君） 今、状況は変わっておるかわからんですけど、調べた件については4,500件程度がございます。そのうち19件が終わったというふうな状況です。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 4,500件ぐらいあって、その中の19件といったらかなり少ないですね。先ほど言うたように、全部トータルするというと101万1,000円ですか、補助率があるということですね。それにしても件数はかなり少ないですね。やはりこれは、個人の負担率が、家を1軒補強するということに対してはかなり金額がかかるんじゃないかなということが出ているんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういうことを考えると、ぜひ、市からの補助金を上げて、やっぱり市民が安全に安心して暮らせるような木造住宅にしていかなければならないと思いますんですけれども、補助金、市から増額するというようなことは、市長、考えられないんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 震災時の家屋の倒壊というのは大きな問題でありますので、今、診断につきましてはかなりの件数で診断を受けていただいています。診断につきましては個人負担がないと記憶しておりますが、やっぱり、設計から耐震の工事につきましてはかなりの個人負担が伴うということでもありますので、今、県と市はともに定額の30万の補助を出させていただいております。必要性は認めますが、これからは、県とともに連携しながら、補助率を高めることについても検討していきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） わかりました。ぜひ、補助率の増額をお願いしておきたいと思えます。

それで、2点目に、議案第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」について質疑させていただきます。

今回の条例改正は、尾鷲市の指定ごみ袋の価格を1枚につき10円を9円に、15円を13円50銭に、30円を27円に、45円を40円50銭に、10%引き下げる条例改正ですが、私は、なぜ10%の引き下げなのか少し不思議でならないんですけれども、疑問を持っていますんですけど。これはなぜかという、平成27年度に作成された45リットルの指定ごみ袋60万枚の作成費の単価は、17円20銭から、これは消費税を含めてなんですけれども、7円68銭と、9円50銭安くなっております。今後入札される10リットル、15リットル、30リットルの指定ごみ袋も私は安くなると思えますんですけれども、指定ごみ袋の保管配達業務委託費についても、32万円で入札を行った結果20万円で落札されたということも聞き及んでおります。これらのことを考えると、私は、もっと安くなるんじゃないか、10%以下にもなるんじゃないかということで質疑をさせていただいておるんですけれども、いかがでしょうか。

また、なぜ一律10%としたのか。45リッターが40円50銭に、それから15リットルの袋が13円50銭と1円以下の端数が出ています。大きな袋など、もう少し値下げできると思いますが、検討されましたか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） ごみの有料化の制度を開始して以来、市民のごみ減量意識が高まっただきまして、家庭ごみの燃やすごみについては、平成25年度、平成26年度、そして、現在まで約3年間にわたって、制度開始前の平成24年度と比べますと20%以上の減量が継続されております。

ただ、一方、指定ごみ袋の価格につきましては、制度開始当初より、その価格が高過ぎる、市民負担となっているとの御意見をいただいております。そのために、指定ごみ袋の価格が今の現状でよいのかどうか、そして、これまで市が行ってきたごみ減量施策について検証結果を問うべく、昨年、廃棄物減量等推進審議会を開催して、去る12月25日に答申を受けました。

その内容としましては、市民負担の軽減策の一つとして、指定ごみ袋の料金引き下げは必要である。ただ、その大幅な引き下げによって、これまで培ってきた市民の減量意識を損なってははいけなと。まずは10%程度の引き下げを実施して、リバウンドなど減量意識の低下が見られないかを注視すべき、また、指定ごみ袋によって得た収益をさらなるごみ減量や市民のごみ出しに係る負担軽減に有効利用すべきであるといった提言が示されました。

市といたしましては、答申に述べられている、価格引き下げに伴う市民のごみ減量意識をできるだけ損なうことなく、さらなるごみ減量施策や常設ステーションの設置など、ごみ出しに係る市民負担軽減策に有効に利用すべきであるとの考えを尊重して、かつ、有料化制度開始当初からの理念であります、ごみを出す量に応じた公平な負担をとる考えに基づき、指定ごみ袋の価格につきましては、今回暫定的に一律10%の引き下げを実施して、その後のごみ排出量の推移を注視して、さらなる価格の見直しを検討してまいりたいと考えております。

議員のおっしゃられるとおり、平成27年度に新たに作成した45リッターの指定ごみ袋、1枚当たりの作成単価につきましては約7.68円と大幅に安くなっております。これに、平成27年度実績をもとにした年間予想枚数で単純計算しますと、500万円近くの手数料、純利益の増加といったものが見込まれます。この収入増について、さらに高い率の価格引き下げにつながらないか、価格引き下げを行えないか、あるいは、袋の種類によって引き下げ幅を変えるとか、そういったことができないかについては検討いたしましたけれども、先ほど申しましたとおり、暫定的な措置として、今回一律10%の引き下げにとどめて、収入については、常設ステーションなど、市民負担軽減策とか新たなごみ減量施策に活用していきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） ごみ袋だけでも約500万円近くの純利益があるんでしょう、課長。そういうことを考えると、ごみ減量等推進委員会ですか、こういう説明はされたんですか。今、回答いただいたんですけども、このような説明をさ

れたんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 審議会のほうには、ごみ袋の製造単価の変化といいますか、そういったものによる収益の変化といったものも資料として示して審議していただきました。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 審議されたということなんですけれども、私が聞いておるところによるといって、中には、いろいろな意見があったということは聞いています。現状のままでもいいんじゃないとか、下げたらごみがふえるんじゃないかというような意見もあった。最終的には全会一致ということ为先ほど言われましたけれども、課長として、やはりこういうことを素直に受けたんでしょうか、一律10%下げると。課長はそこでどのような意見を出しましたか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 資料として、そういった指定袋の製作単価が下がっており純益がふえておるような現状、それと、今現在の減量の効果のほうは20%以上といったものが3年間も続いておるといった部分を示して、そういう中、制度開始以来、議会のほうとか一般市民の方からのお問い合わせとか、指定袋は本当にこんな額で高過ぎるのではないか。そんな中でも環境課としましては、ごみの有料化というものの意義といいますか、単なる指定ごみ袋制度でないので、一般に売っているポリ袋とは、かなり額は高いけれども、これがいわゆるごみの有料化という部分で、それによって、皆さん、少しでも小さな袋を利用してごみを減量していただきたい。そういう思いがあったという部分で料金設定をしているといった部分を審議会のほうにも伝えさせていただきました。

そういう、当初、有料化制度を開始したときの理念、そういったものを加味していただきつつ、ただし、ごみ料金の引き下げというのは市民が望んでいることですので、であるならば、料金の引き下げと指定袋によって得た収入を、それこそ市民によく見える形で有効利用しなさい、そういった部分の意見を多くいただいたものと記憶しております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 利益がここまで出ておるということで、1割カットですか、されるということなんですけれども、私もこの2日間、友達とかいろいろな人に聞いたんですけれども、中には、ごみ袋を安くする、1割カットと言ったら、

内山君、もとに戻るぞというような意見もありました。中には、非常によいことだという人もあります。

ここにも、去年9月に無作為で市民からアンケートをいただいたアンケート用紙があるんですけども、この中を読ませていただいた結果、52人ですか、その中の9人は、やはりごみ袋を安くしてくださいというのは言っています。そして、この中をずっと読ませていただくと、やはりごみ袋は高いというのはかなり出ています。やはりそうかなと私は思うんですけども、一律1割カットというのはどないしても私は承諾できんですけども。これは、先ほど言うたように、早い時期に、また、いろいろ利益とか何かを見て下げるんでしょう、2割カット、3割カットと。そうでしょう、課長。やっていくんでしょう。

その中で、私、思うんですけども、あなたに質問した、端数のものが出ておるでしょう。回答をいただいているんですけども、端数の出た金額というのは、販売元は74件ですか、尾鷲には、販売していただいている店舗が74件あるということなんですけれども、端数のことと、もう一つ、6月1日から施行されるんでしょうけれども、今、各店舗へごみ袋を搬送しておる、在庫があるでしょう、各店舗にも。6月1日からもしも下げた場合、そのごみ袋をどのようにするんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 今回、条例の改正案のほうに1枚当たりの指定ごみ袋の価格を書かせていただきましたが、現在、販売のほう、実際の皆さんに買っている指定ごみ袋の枚数は10枚単位1セットということで買っています。条例のほうには10枚幾らと表記したいところがございますけれども、実際に市民の方が袋を使用していただく、つまり、ごみ収集手数料を支払っていただく単位といたしましては一枚一枚のごみ袋ということでございまして、今回、1枚の価格の表記が正しいと判断して、例えば、45リッター袋の場合、1リッター1円で45円、それが10%で1リッター0.9円ということで、1枚当たり40.5円といった表記にさせていただきました。

実際には、先ほども申しましたとおり、指定ごみ袋を1セット10枚単位で購入していただいておりますので、収支の流れといたしましては、1円単位以下のものは発生しておりません。この10枚セット、1セットの販売じゃなくて一枚一枚の販売といったものが、県下の有料化市町でされているのかどうかというのも調べたんですけども、そういった1枚単位で販売している店はなかったとい

うことでございます。

2番（内山鉄芳議員） 取扱店の在庫数。

議長（村田幸隆議員） 内山議員、大変恐縮なんですけど、質疑の内容が条例の一部改正についてでありますから、根拠はどうかというような質疑ならよいんですが、中身まで入りますと、常任委員会で聞けることでありますし、一般質問じゃございませんので、その辺のところをお踏まえの上、御発言願いたいと思います。

環境課長（仲浩紀君） 6月1日以降の指定ごみ袋取扱店の在庫に関しましては、一旦、もし条例が認められれば、それから指定ごみ袋取扱店との契約のし直しとか、それと、それ以降というか、これまで発注していただいた分の在庫分につきましては、要するに古い価格の指定ごみ袋を買い戻させていただいて、新たに新価格での指定袋を再度発注していただくと、そういう段取りで考えております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 済みません。一般質問のほうに入っていたんじゃないかなと私も思っておったんですけど。

それでは、改めまして、議案第16号「平成28年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」のうち、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税、2目退職者国民健康保険税、節1から、介護分からずっとあるんですけども、現年課税分と滞納繰り越し分についてお伺いしたいと思います。

毎年、予算書に必ず国民健康保険税の項目の中に、現年課税分の中で調定額掛ける収納率というのが載っていたんですけども、今回は、予算書の中には一切掲載がないんですけども、私、24年度から予算書を持っておってずっと調べたんですけども、やはり調定額と収納率は必ず掲載されておるんですけども、なぜ28年度の予算書には載っていないのでしょうか。まず、それからお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 税務課長。

税務課長（大川勝之君） 御指摘のとおり、平成28年度の歳入の説明欄には調定額、収納率の記載はありませんが、財政課とも協議し、他の項目と統一した形で記載させていただいております。調定額、収納率につきましては、予算決算常任委員会において、資料で御説明申し上げさせていただきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 課長、予算書をいただくときは、市税も同じなんですけれど

も、収納率というのはやはり気になるんですよ、私らはね。これは私だけかもわからんけれども、ほかの議員さんも同じだと思います。どれだけ収納があつて、尾鷲市は今年度はこれだけの金額が入ってくるんやなというのは、大体これを見てわかると思いますんですけども。これは、先ほど言うたように、予算決算常任委員会のおきに出されるんですか。今そのような回答がありましたね。

予算決算常任委員会で審議するとき、予算を審議するとき、予算決算常任委員会で出されて、ずっと見て、これだけあるのかというのはわかりませんよ。せつかく予算書を出すんだつたら、調定額と収納率ぐらひはきちつとやってほしいと思います。記載してほしいと思います。何でことしだけ記載されていないのかなつて、私は不思議でならなかつたんですけども。ここで、これは、また議長に怒られるかわからんのですけれども、調定額と収納率の、言えますか、何%でつて。去年と……。

議長（村田幸隆議員） 内山議員、その辺のところは、質疑というものをもうちよつと心得ていただきたいと思いますが。

2番（内山鉄芳議員） わかりました。

予算決算常任委員会のほうでやられるというので、予算決算常任委員会の、全部が委員に入つておるので、そのときに。私の要望としては、早く出してやってください。お願いします。

それと、第8款の繰入金、1項繰入金、1目繰入金で、今回、一般会計からの繰入金が27年度より4,266万8,000円増額になつた内訳と理由についてお伺ひしたいと思います。これはいいな。

議長（村田幸隆議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） それでは、8款1項繰入金の内訳と理由について御説明をさせていただきます。

繰入金につきましては、第1、保険基盤安定繰入金1億2,855万7,000円、職員給与費等繰入金5,701万8,000円、出産育児一時金等繰入金560万円、国保財政安定化支援事業繰入金3,245万9,000円となつておりまして、合計で2億2,363万4,000円となつております。

増額となっている要因といたしましては、保険基盤安定繰入金で2,564万7,000円、国保財政安定化支援事業繰入金1,245万9,000円が主なものでございます。

保険基盤安定繰入金につきましては、国民健康保険加入者の1人当たりの所得

の減少及び保険税の軽減対象者の増加を見込んでおります。国保財政安定化支援事業繰入金につきましては、年齢構成による1人当たりの医療費の差額に、前期高齢者被保険者数の割合によって算出をされております。つまり1人当たりの医療費が高く、加入者1人当たりの平均所得が低く、所得に占める保険税割合が高い、保険財政が厳しい市町とそうでない市町の不均衡調整を行うためのものがございます。その額につきましては、三重県から示された額を計上させていただいておりますが、決定通知につきましては、平成28年9月ごろに通知をされることとなっております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） わかりました。所得の低い、低所得者がふえたということはわかりました。

続きまして、これも繰入金なんですけれども、今回が28年度の財政調整基金から1億1,752万2,000円繰り入れていますね。繰り入れた、財政調整基金を取り崩したと思いますんですけれども、今、財政調整基金が幾らありますか。

議長（村田幸隆議員） 市民サービス課長。

市民サービス課長（濱田一志君） 平成27年度末の基金残高が1億1,868万4,000円で、それから、平成28年度当初予算では、繰入額が1億1,757万2,000円、それから、積立額が1,000円を計上させていただいておりますので、現在111万3,000円が基金残高となっております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 111万2,000円ですか、財政調整基金が111万2,000円しかない。びっくりしました、私、今聞いて。これは、国保会計はこのままで大丈夫かなと。22年に、一般質問になっているんじゃないかな、また。22年度に15.75%、税率の見直しをやったんですけど、約5万円値上げしたんですけれども、あのときは基金が2,000円になっていて、急遽、慌ててやったんですけれども、その対応策として、県から1億4,400万円借り入れた経緯もありますね。あれが、24年から返還してことしで完納されると思うんですけれども。

そこでお聞きしたいんですけれども、市長さんにお聞きしたいんですけれども、あのときは多分、岩田市長さんのときだったんですけれども、私も委員長をしておったんですけれども、やっぱり逼迫した国保財政ということで、先ほど言うたように5万円上げて、税率にして15.75%上げたんですけれども、このまま

でいったら、とてもじゃないけど国保の運営はできないんじゃないんでしょうか。
市長、いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 平成30年に国民健康保険の運営主体が三重県に移行するという
ことでもありますので、何とか30年までは持ちこたえたいと思っておりまし
たけれども、現在の状況ではなかなか厳しいというところがありますので、料率改
正も含めた検討をこれからしていかなければならないと思っております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） やはり、危機的な状況の中でこれから検討されるというんで
すけれども、今、市長が言うたように30年度に県のほうに移管されますね、国
民健康保険は。そうすると、あと2年でしょう。あと2年、このままでもつと思
うんですか。私は決して、あのときに県から1億4,400万借りたんですけれ
ども、また一般質問になっちゃったかな、借りたんですけれども、また、そうい
うようなことをしなければならぬときに来ておるんでしょうか。市長、そうい
うことも考慮するんでしょうか。その件だけお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まず、料率改正も含めまして、どのような方法があるのか
も含めて検討をしていかなければならないと思っております。ただし、三重県が
主体になる30年度の状況が余りはっきりしないところがありますので、その辺
のことも見きわめながら、尾鷲市としてどうするのかということを決めていき
たいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） 逼迫した国保財政を何とかしなければならぬと、これは、
全部がそう思っておるんじゃないかなと私は思うんですけれども、税率の見直
しをするとか、県のほうから借り入れるとかというようなことを早くせんといと、
疾病、インフルエンザが蔓延したり何かするといと国保財政がパンクしますよ。
市長、安易な気持ちでおったらだめですよ。やっぱりそういうことも考えていた
だきたいと思います。それはまた、ほかのところでもやりとりしたらよいだけのこ
となんですけれども、全部の議員さんにもわかってほしいなって、ここにおる職
員の方にもわかってほしいなと私は思って質疑をさせていただいておるので、ど
うかよろしくお願いたしたいと思います。

最後に、三重県回収機構ですか、税の回収機構のほうへ、今回42万円計上し

ておるんですけれども、42万について、何件分ですか、これは。

議長（村田幸隆議員） 税務課長。

税務課長（大川勝之君） 三重県地方税管理回収機構負担金42万円につきましては、1件当たり処理単価14万円で、移管件数3件を見込み、合計42万円計上しております。

議長（村田幸隆議員） 2番、内山議員。

2番（内山鉄芳議員） これも、課長、やはり滞納額、未収金というのがあるでしょう。これが約8,400万ですか、26年度で8,400万円あるんですけれども、これが回収のほうへ回らんといと、また、収納率は予算決算常任委員会の冒頭に出されるんですけれども、26年度に8,400万円あるんですけれども、その回収も極力やっていただきたいと思っておりますけれども、課長、どのような手段をこれからやっていくつもりでおるのでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 税務課長。

税務課長（大川勝之君） 滞納額につきましては、国保税と市税と両方で滞納がある場合は、国保の回収機構の対象となります。国保単独では、回収機構の条例によって管理者が認めた場合に限るとありますので、国保単独では対象外となっておりますが、税務課としましては、新たな滞納者をつくらない取り組みに力を入れており、口座振替への推進や納期内納付に対する啓発活動を実施しております。また、未納者対策として、督促状、催告書の発送による自主納付の促しや分割納付等の個別相談を行っており、さらに、納税意識の低い滞納者に対しましては、市単独での差し押さえを実施するとともに、三重県地方税回収機構への移管など、収納率の向上、税収確保に努めてまいります。

2番（内山鉄芳議員） 議長、終わります。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前11時23分〕

〔再開 午前11時33分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、真井紀夫議員。

1番（真井紀夫議員） 私は、議案第8号、それから第12号について質疑をさせていただきます。

まず、議案第8号、これは議案書23ページですけれども、「職員の給与に関

する条例の一部改正について」は、人事院勧告に伴い、職員の俸給表の改定、勤勉手当の支給率の引き上げが主な改正であると説明がありました。

今回の給与勧告のポイントは、民間給与との格差を埋めるため、初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度改定し、俸給表の水準を平均で0.4%引き上げるものだと説明があり、期末勤勉手当については、民間の支給割合との均衡を図るため支給月数を0.1カ月分引き上げ4.2カ月に改定し、引き上げ分を勤勉手当に配分するものであるとしています。

民間との格差というのは、その辺の状況がよくわかりません。また、期末勤勉手当とはボーナスのことを指すと思いますが、民間の支給割合との均衡を図るために引き上げるという説明も理解に苦しむところです。そして、いつも気になることですが、前の年の4月にさかのぼって引き上げるとしたこれまでのやり方で考えておるんでしょうか。まず、その点をお尋ねします。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 人事院勧告に伴う給与等の改定を行う際、毎回同じ説明となっていておりましたが、人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置として公務員に適正な給与を確保し、能率的な行政運営を維持する上での基盤としております。毎回同じことになってしまうんですが、27年度勧告では、4月1日にさかのぼってということとなっております。人事院が存在しない本市にあっては、従前から、他市の状況も踏まえ、人事院勧告に準拠してきた経緯がございます。

また、本市に限らず他の自治体のおきましても課題となっておりますが、近年は専門職の受験者が減少している状況にあります。本市でも幅広く人材を求めるため、門戸を広げ、再募集では年齢制限も上げてきましたが応募がなかった職種もあります。優秀な人材を確保する上でも、職員の待遇は他の自治体と同等を維持したいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） これは、市長の見解をお尋ねしたいと、このように思うんですけれども。一つは、人材を確保するためという、今、総務課長の答弁がありましたけれども、民間との格差を埋めるためと言いますが、この民間という、尾鷲の民間やったら、大きな会社やったら物産関係の事業所、それからスーパー関係の事業所、それから介護の事業所、大きな組織ではね。それから鉄工所とか、それから土木事業所とか、いろいろありますけれども、尾鷲市の職員給与の価格はそんなに低いと僕は思っていないですけど、実態は。それより今言うた民間より

も上だと私は思っておるんですけども、その辺のところ、市長はどんなふう
考えておりますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど総務課長の説明にもありましたけど、人事委員会が存在
しない本市にあつては、人事院勧告に準拠して給与の引き上げ、引き下げを行っ
ております。国や日銀の経済政策はまだ本市には影響を及ぼすものではなく、本
市においても例外なく大変厳しい状況におつては認識しておるところでありま
す。そうしたことを踏まえまして、昨年度の人事院勧告では、民間賃金の低い地
域における官民給与の実情をより適正に反映するため、給与制度の総合的な見直
しが勧告され、地域手当不支給地である本市の全職員の給与が減額となつており
ます。特に50代の職員は3年間の現給保障があるものの、今回の勧告を踏まえ
た上でも平成30年度では大幅な減額となることでもありますので、本議案に対す
る御理解をいただきたいと思つています。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長はすぐに、御理解をいただきたい、御理解をいた
だきたいと言つていますが、私は全く理解できません。ですから、再度、もう一回お尋ね
します。

一つは、人事院勧告があつたもので、こういうことですよ。私、人事院勧
告は絶対守らんものなのかどうか、よくわかりませんが、勧告
というだけであつたら、別段、尾鷲の実情で判断したらいいんじゃないんですか。

それから、もう一つは、これははっきりと書いてあるんですね、議案書に。今
回の給与勧告のポイントとしては、民間給与との格差を埋めるためにやるんだと。
その民間というのはどこですか。東京ですか、名古屋ですか、それとも津ですか、
尾鷲ですか。私は、民間というたら、ここの、この地で言うたら尾鷲だと思つ
てですね、尾鷲の民間が一番身近にありますから。そういう意味では、格差とい
うのは、反対、逆さまやろうと、こう思つてんですけどね。市長、あなたの見解、も
う一遍はっきりとその辺はおっしゃってください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただきましたように、人事委員会が存在
しない本市にあつては、人事院勧告に準拠して今までもずっとやらせていただいて
おりますし、他の市町についても、人事委員会が存在しない地域にとっては人事
院勧告に準拠してやらせていただつているということを理解願つたいと思つて
います。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 御理解できんから何遍もお尋ねしておるんです。人事院勧告は守らんならんものなんですか、絶対に。私は、それよりも尾鷲の実情を大事にすることが市長の立場やと思うんですけれども。そのことを僕は言うておるんですけれども、理解できませんか、私の言うことは。そういうことが一つ。

それから、格差を言うなら、一遍尾鷲の実情を調べてもらいたい。そのことを市長に申し上げたいんですけれども、もう一度、市長、答えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 本来ならば、人事委員会が存在するのであれば、その辺を人事委員会が調査してやるわけですけれども、人事委員会が存在しない本市にとっては、他の市町同様に、人事院勧告に準拠させていただいてやらせていただいております。これは、先ほども総務課長が言わせていただきましたが、労働基本権の制約の代償措置として人事院勧告があるということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） どうも市長の見解がさっぱりわからない。人事院勧告があるから尾鷲市もそれに準ずるんだと、こういいますけれども、絶対守らんならんものでもないと思うんですね。そういう形の中で、今度は、これを去年の4月にさかのぼって実行するんだと。これは今までやってきたとおりなんだと、従前のおりなんだと。僕が聞いておるのは、尾鷲の現状はどうなんですかと、今実情はどうですかと、その上で市長は判断をしていかないかんのでしょうか。その点も、最後に、ここのことをもう一遍お尋ねいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何遍も言いますが、本来、尾鷲市の実情等を調べるということであれば人事委員会がやる場所ですけれども、当市には人事委員会もございませんので、従来から、人事院勧告に準拠して職員給与を決めさせていただいている場所です。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 何遍言うても、市長は東京に、今の差を埋めるためにとやんばかりのことを言うておるので、これは話にならんと思うんですけれども。

次に、議案第12号について、これは議案書49ページであります。このことにつきましては、さきに同僚議員が質疑をいたしましたのでカットできるものならと思っておりましたけれども、どうも認識が違うようですので再度お尋ねを

いたします。

第12号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」は、昨年末、廃棄物減量等推進審議会から、指定ごみ袋制度による市民負担の軽減策として値下げを早期に実施することとの答申を受けたと、そして、一律10%の値下げを行うものであると執行部は説明されましたけれども、一律10%の根拠がよくわかりません。市長としての見解をお尋ねしたいと思っておりますけれども。

一律10%とありますが、45リッター袋は最初の原価は17円から、端数はカットさせてもらいますけれども、それから、昨年の7円に、原価が17円から7円に安くなりました。約10円安くなりました。30リッター、15リッター、10リッターの原価は、現在も大変高価なままであります。高い値のままです。どれだけ安くなるか、きちんとしなければ市民に申しわけないと思いますが、市の条例はまあまあでよいのか、曖昧なことでよいのか、その辺のところをお尋ねしたいと、このように思います。

議長（村田幸隆議員） どなたに答弁を求めますか。

1番（真井紀夫議員） 市長でも、それから環境課長でも、どちらでも結構です。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） まず、一律10%の根拠ということでございますけれども、有料化を開始した当初の理念といたしましては、多くごみを出される方が多く、ごみを減量していただいて少ない量のごみを出されている方は少ない負担で済む。要は、負担の公平性といった部分もございます。

今回、各指定袋の値段について、それぞれ同じ率を、引き下げを考えておるわけなんですけれども、仮に、大きな袋を大きく引き下げ幅を行った場合、例えば、小さな袋を複数枚買われた場合とのふつり合いというんでしょうか、そういった部分もあります。ですので、当初の理念である1リッター1円、これが環境課としましては最低限ごみの減量化をしていただける金額というふうなことを理由に当初有料化を開始したわけでありまして、その当時の見込み以上の削減が市民の方の御努力によってなされていたという部分で、1リッター1円ではなく、それより、まずは1リッター9円に下げさせていただいて、しかも、公平性といった意味で、全ての袋においてその率の引き下げ幅でやらせていただけないかと思ったわけです。

それと、あと、先ほども申しましたけれども、45リッターの袋のほうが、製

作単価が今現在7.68円ということで、前回作成したものよりも9.5円でしょうか、安くなっております。これによって純利益のほうは500万円近くあるということなんですが、それを、仮に1枚45円の指定袋で換算いたしますと約8.7円、19%に相当するというので、考え方によっては、最大19%引き下げのも一つの考え方ではないかという部分もございました。ただ、単純に指定ごみ袋の価格引き下げ率にそれを反映するといった考え方もあるんですが、それに伴って、市民のごみ減量意識をできるだけ損なってはならないと。そして、むしろ、その収益をさらなるごみ減量施策、常設ステーションの設置とか、そういったごみ出しに係る市民負担軽減策のほうに使うべきではないかという考えに基づいて、暫定的に10%にさせていただいたというような次第でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 今、課長の説明、私、よくわからないのは、1リッター1円を9円下げさせてもらったとか、審議会の議事録はインターネットでみんな見えるんですね。見せてもらいました。その場で熱心にいろんなことで審議をしたということは僕はよくわかりました。そういう意味では尊重せないかんとお思いますけれども。事務局のほうからの、今の現状のごみについての説明はほとんどなされていない。資料として出したのかもわからんけれども、出されていないと。だから、あれでは審議員さん、わからんこともいっぱいあったやろうなど、こう思いますよ。

そんな中で、一応10%という答申があったと、新聞で読みましたけれども、それはそれとして、市として、執行部として、この問題をどのようにきちっと、筋の通るようにするんだらうなど見ておったんですけれども、そういう意味では、今回、議会のほうへ上げてきた議案については全くよくわからないと。

今も言うていましたけど、認識も違うようですね。7円になった45リッターのごみ袋は、議会のほうへは、まず60万枚をつくっていくということでしたかね、60万枚。それで、これを今回値下げするというものの一つの、一番柱にしておるんだらうと思うんですけれども、60万枚を売ったら、私の試算では、経費をいろいろ引いて、手数料やとか何か引いても2,000万もうかるんですね。僕は、500万と言いきるけれども、どこを指して500万と言うておるのか、ようわかりません。きちっと60万枚完売したら2,000万もうかるんです。

ちなみに、17円的时候には1,561万円、それから、今度は、これは26年4月に16円になっておるんですね。1円安くなっておるんですね、17円が

1円安くなって。そして、このときに67万枚つくっておるんですが、これを試算すると1,628万1,000円。1,628万円、市は差額がもうかる形なんですね。そして、今回は7円になったものですから、2,000万、市がもうかるという形になっておるんですね。そんな中で、10%ということがひとつよくわからないということと。

それから、あと30リッター、それから15リッター、10リッターについては、旧、17円、16円のときの単価のままでおるんですね。これなんかも、いずれにしたって近いうちに幾らって、また、業者がどこの業者になるかわかりませんけれども、はっきりするんだらうと私は思うんですけれども、そういう意味では、審議会の内容なんか、一旦今回は据え置いて、そして、上がってきた利益は、ごみ焼き工場をつくらんならんのだから、そのための基金にしたっていいやないかというような意見もあるんですね、あの中で、ずっと読んでいくと。

だから、そういう意味では、執行部はもうちょっとその辺のところは真剣に考えて、安くするなら安くするので、少なくとも45リッターのところは10円安くなっておるんですから、それが4円50銭ですね、1枚。今どき、4円50銭というような決め方、10枚売るから45円だからいいんだと言うのかわからんけれども、違うでしょう。1枚売ってと言うたら、これは売れませんということにならんでしょう、条例に1枚4円50銭ってうたわれておるんだから。販売方針だからそんなふうにはいかないって、1枚、2枚って売るわけにいかんで、今までは10枚で買ってもらってあったんやけど、1枚と来たときでもきちっと販売できるだけの条例でなければいかんと私は思うんですけれども。それが曖昧な形で、この条例はなっておる。それで、暫定的にと。そんな軽いものですか、条例というのは。もう一遍、お尋ねしたいと思います。

(「議長って声を出さなわからん」と呼ぶ者あり)

議長(村田幸隆議員) 環境課長。

環境課長(仲浩紀君) まず、1枚単位で表記した件に関しましては、先ほども申しましたように、指定袋1枚に対して、1枚を使用していただくことが、その時点が、指定ごみ袋の手数料を支払っていただく一つの単位だという考えのもと、当初、制度開始時点で1枚当たりの単価を表記しておりましたものですから、今回も引き下げた額を書かせていただいております。

1枚単位でも販売できるような形、そういったものも今検討課題として考えておるわけですがけれども、今のところは各指定取扱店の煩雑な業務につながらない

ようにということで、1セット10枚当たりの販売といった形をとらせていただいております。

なお、今、指定ごみ袋、それぞれ一枚一枚に関しましては値段の表記はしてなくて、1セットの10枚単位の部分の金額を記入しております。そういった意味でも、今後もし1枚ごとに販売できるような体制をとるのであれば、袋のデザインといった、そういった部分も変更していく必要があると思っております。

先ほど2,000万の収入があると、私も計算のほうができないんですが、あくまで500万というのはですね。

議長（村田幸隆議員） 課長、根拠を説明したらいいので、2,000万云々ということとは言わなくてもいいんですよ。

環境課長（仲浩紀君） 単純に、1枚当たりの単価が引き下がった分で計算した場合に、1回目に申しましたとおり、1枚当たりで換算すると約8.7円、19%相当が、最大の引き下げができる幅ではないかというようなふうに考えました。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） よくわかりません。ただ、これを最後にしたいと思っておりますので、市長にも申し上げたいと思うんですね。これは、数年前、ごみ袋が有料となったときに、これはホームページにも載せておりましたから、要するに、ここから出てきた収益は環境整備のための、例えば、生ごみ処理機だとかコンポストの補助金なんかをもっと充実して、そういう形で活用していくんだと、こういう説明があったんですけども、残念かな、全く何もなされていない。言うただけ、口だけやったと。ということは、隣のまちは無料ですね、そういう意味では。ごみ袋を買う、50円、100円の金は要るんだろうけれども、1枚につき何円というふうでスーパーで売っていますので。しかし、持っていつてもらうのは無料なんですね。そういう意味では、電動処理機は同じ、尾鷲市も1基につき3万円……。

議長（村田幸隆議員） ちょっと休憩。

1番（真井紀夫議員） よろしいですか。

議長（村田幸隆議員） はい。

1番（真井紀夫議員） そういうことでは、電動ごみ処理機は、隣のまちなも3万円、尾鷲も3万円、これは、従来も何も変わっていない。それから、コンポストについては、尾鷲は1台につき3,000円、隣のまちは1万円ですよ。そういうような形で現在も来ておるんですね。何にも尾鷲は、そういう意味では、言うたこ

とを実行せんと、そして、ごみ袋の袋だけは一人前に飛んでおると。この実態がありますから、きちっとごみ袋の値段については筋の通るようにしてもらわんといかんと僕は思うんですよ。市長、その辺のところを覚えておりますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） もともとごみ袋の手数料の値段は、製造単価から算定した話じゃなしに、環境省のデータ等で、リッター当たり1円という設定で10%程度の削減効果があるだろうと。それ以下であれば削減効果というのは余り見られないということでありましたので、それを採用させていただいて、リッター1円の価格設定をさせていただきました。

最初のときは、やはりこれは、5年間ぐらいは経過を見なければならぬだろうとは思っておりましたけど、ただ、市民の皆さんの物すごい努力によりまして、今20%を超える削減率で3年が経過した。そういった中で、とりあえずごみの量の推移を見させていただくというような形で、10%の一律の削減でやらせていただくということでもあります。

真井議員が言われましたように、当初そういったものにつきましては、市民のごみ出しの軽減策とか、いろんな形で利用させていただきたいというようなことで、他市町と比べたら、他市町は有料じゃないということも言われますけれども、何もしなかったわけじゃなしに、生ごみ処理機についても充実させていただきましたし、今回も新たに枯れ枝のシュレッダー等も考えていますし、また、常設ステーションについても5カ所ふやしていこうというようなことで取り組みを始めております。

議長（村田幸隆議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） えらい申しわけないですけど、もう一問だけ。

議長（村田幸隆議員） 真井議員さん、時間はどれだけでも構わんですけれども、内容を少し整理して、質疑ということをお留意の上、御発言願いたいと思います。

1番（真井紀夫議員） わかりました。

今回のごみ袋の有料、それを10%値下げという根拠がどうしてもよくわからないと。これは、また委員会の中で審議をしていただけるんだらうと思うんですけども、市長の認識は間違っておるので、そこだけね。

隣のまちはコンポスト1万円、尾鷲市は相変わらず昔から3,000円ということなんですね。何も充実していませんよ。その辺のところ、私は、市民に協力だけしてもらって、そして、ごみの量が減ったと言っておるけど、分別を一生懸

命やってもろうたんです、市民にね。だから、燃やすほうのごみは減ったんですね。何も生活様式が変わってごみが減ったんじゃない。そこの辺のところだけ、はっきりと、市長の認識は違うということだけ申し上げて終わります。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております33議案は、お手元の議案配付表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の33議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで一般質問準備のため休憩をいたします。再開は1時20分からといたします。

〔休憩 午後 0時05分〕

〔再開 午後 1時20分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第35、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、最初に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

人間には運、不運があり、また、時の流れというものがある中で、殊さらに人の失敗をあげつらい、批判し、攻撃することは余り慎み深い人間のすることではないと思います。しかし、人の先頭に立って政治、経済、また、人々の日々の安寧のかじ取りをしなければならないという使命と責任と義務を負った政治家は、一国の首相はもとより、小さな市町村の首長といえども、そのかじ取りが誤っているとされたなら、厳しい指弾を受けることは当然のことです。

そのことは首長と議会という二元代表制という制度の中で、また、議会、議員の側にも当てはまることであり、かじ取りや運営の停滞、不正等があれば、議員も当然その責を負わねばなりません。ゆえに首長と議会は車の両輪に例えられ、一蓮託生、お互いに運命共同体として連携を密にし、相互補完し、叱咤激励し合いながら、地域の発展と人々の幸せを願って日々努力していかねばなりません。

しかるに、今の尾鷲市の市政はいかがでしょうか。市長は、口では議会と連携して事を図ると言いつつ、実際にはほとんど議会に報告、連絡、相談することなく、独断専横的に事を運んでおります。

私の聞くとところによりますと、歴代の市長は、絶えず議会、議員に気を使い、小まめに相談し、また、時には世間話をしてお互いに融和した中で市政に当たっていたといいます。政治とは、詰まるところそんなものではないでしょうか。どぶ板選挙という言葉もありますが、市政の井戸端会議がやがて大きな声となるのと同じで、市民、市会議員との胸襟を開いた話し合いが政治をつくっていく面もあるのではないかと思います。

根回しという言葉はまさにその一つで、表立って言えないこともお互い包み隠さず率直に正直に話し合う中で、合意形成がなされ、表に出てきたときには多くの人がある程度納得できるような内容に収れんされている。ある意味、その根回し、水面下でのやりとり、本音での討論が政治というものなのかもしれません。国際政治における国と国との条約締結においても、表舞台にあらわれない次官級の話し合いはちょうちょうはっしで、お互いの国益をめぐる想像を絶する激論があると申しますし、国政レベルでも、政党間のやりとりは国民が聞いたらあきれられるようなこともあるやに聞きます。

その是非は別にして、一転、尾鷲市政はどうでしょうか。わざわざ臨時会を招集して提出した案件が全会一致で否決されるような、全く信じられないような議会を開催したり、議会には一切の説明もなく、国交省と小原野の土砂置き場契約をしたり、国体でのカヌー競技誘致問題では、時の生活文教常任委員が声をそろえて、尾鷲市のPRにはまたとないチャンスだから、何とかして尾鷲漁協の組合長さんに頭を下げてカヌー誘致を頼んでくれと懇請したにもかかわらず、熱意を持って不退転の覚悟でお願いしたというお話はついで聞こえてきませんでした。

大体からして、魚のまち、食のまちを標榜する尾鷲市のまちにあつて、市長が漁協組合長と仲たがいをし、市場へ出入りできないなどという状況は異常で信じられないことであります。また、一般の善良な兄弟に、善意はお受けします、議

会対策も全力で頑張りますと夢を持たせ喜ばせておきながら、反面、議会には合意書の存在さえも報告せず、あげくの果てに、議会や市民の反対が強い、移転登記の予算に反対する議員も少なくないと、あたかも議会や市民に責任があるかのような答弁に終始した土井見世邸譲渡問題、病院の事務長、リニアック問題、水道工事をめぐる一連の隠蔽工作、はたまた今回のエリアワンセグの不手際、執行がまずいとわかった1月末段階で即対応しておれば、それはそれでおさまったものを、予期できなかったというか、隠し通そうとしたのか、私たちもあきれ返るばかりです。

今回の法令違反、これはある意味、犯罪です。一市民である水道屋さんを法令違反だと告訴とした市長みずからも同じ禁を犯したことになるのです。事があるたびに頭を下げ、猛省します、猛省します。腹の据わった人間なら、ぺこぺこ簡単に頭を下げるものではないし、何度も続けば、恥を知っておのずから出处進退を決断すべきです。多くの議員の皆さんも、市政の責任の一端を担うものとして、どうしたらよいのか悩み考えあぐみ、市民も市長と議会にうんざりし、また、市の職員も気力を失い、やる気を失いつつあるのではないかと思います。

市長は、この2期目のおのれの市政運営の状況をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。壇上からの第1の質問を終わります。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 今回のエリアワンセグの問題では、市民の皆さん、議会の皆様に御迷惑をおかけしました。おわびを申し上げます。

これまでも、尾鷲小学校、尾鷲幼稚園耐震整備事業での管理監督上の責任、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る管理監督上の責任でおわびと給料月額減額を行ってまいりました。これで7年間で3度目のこととなります。

しかし、いずれも子供たちの安全安心、尾鷲の公共水域、市民の安全安心を守るためのものであり、その目的としては間違いはなかったものと確信をしております。しかし、その中で、その過程の中でさまざまな問題で皆様に御迷惑をおかけしたということは、それは猛省すべきであり、私はそれに関してはぺこぺこするという話ではなく、猛省の中でおわびを申し上げるところであります。この点につきましては御理解を願いたいと思います。市民の安全安心、子供たちの安全安心、そういったものを守る命のまちをつくっていくという公約を掲げて、市民の皆さんの負託を受けて一生懸命やっているところでありますので、出处進退と

かそういった話じゃなしに、今後も前向きにやっていきたいと思っております。

貴重な提案のありました議員の皆様とのおつき合いにつきましては、今後ぜひ反省させていただき、参考にさせていただきたいと思っております。しかし、一つお断りしておきたいのは、土井見世邸を議会のせいにしたというふうな御指摘がありましたけど、そういうことは私は一切言っておりませんので、その点については御理解を願いたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） この問題についてはいろいろと申し述べたいところですが、議員のほうも職員のほうも、この間も私のところへも申しわけなかったということで来ていましたけれども、やはりたびたびそういうことが続けば気力もなえると思っております。そういう意味においては、きょうも猛省してもらったようですので、ぜひともきちっと反省していただいて、あと1年3カ月ですか、しっかり頑張っていたいただきたいというふうに思います。

今回は害獣問題が主なテーマですので、この話はこれぐらいにしておきたいと思っております。

次に、近年、全国的な問題になっており、尾鷲市においても市民を悩ませている野生鳥獣被害について、その対策をお聞きし、二、三の提言をさせていただきたいと思っております。

さて、三重県における野生鳥獣による農林水産物被害の金額を、平成17年から平成26年の10年間で見ると、平成23年の8億2,000万円をピークに、ここ3年間は減少傾向にあり、平成26年は5億6,000万円となっています。また、野生鳥獣の捕獲数は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル合わせて、平成17年の1万1,000頭から、平成26年は3倍の3万3,000頭となっています。このように、数字上は捕獲数がふえ、農林水産物被害が減ったとはいっても、私たちにとっては、害獣が減少し、個体数が劇的に減ったという実感は全くありません。むしろけものはふえ、被害は年々増加の一途をたどっているようにすら感じます。

例えば、JRはたびたびの鹿と列車との衝突に業を煮やし、昨年10月、県の指定管理鳥獣捕獲事業で600万円の事業費を計上し、JR沿線でくくりわなによる120頭の鹿捕獲作戦を展開、1月16日までの58日間で106頭捕獲したとあります。また、昨年12月23日の新聞には、尾鷲市坂場西町の住宅街で、屋根の瓦を投げ、ベランダでふん尿をして傍若無人に振る舞う猿による被害

が深刻化しているとの記事が掲載されておりました。また、卑近な話として、私の住む賀田のまちでも、70歳代の人が車で道路を走行中、2回も鹿とぶつかり、大事になるのを心配して免許を返上したとの話があります。

このような出来事は日本全国津々浦々で繰り返されているようで、国にあっては、農林水産省ではその対策として、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律という特措法を制定し、鳥獣被害防止総合対策交付金を出したり、市町村に被害防止計画の作成を促したりしてその対策に乗り出しております。また、環境省にあっては、鹿やイノシシの急増で生態系に深刻な影響が出ているとして、認定事業者制度を設け、企業に害獣の捕獲を委託する方針を決定しております。

このような国の方針や施策を受け、三重県でも農林水産部が担当部局となって、暮らしの安全を守るという政策の中で、獣害対策の推進を掲げ、農山漁村に暮らす人々とともに、野生鳥獣の被害防止や生息数の管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組み、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村を実現するという施策を策定して、現状の分析と課題、取り組みの方向性など、平成31年度末までの到達目標を掲げて対策を強化しております。

尾鷲市としては、国、また県のこのような状況の中、平成26年度に木のまち推進課が担当課となって、尾鷲市鳥獣被害防止計画を作成し、28年度までの3年間を計画期間として鳥獣被害の防止に当たろうとしております。その計画書によりますと、尾鷲市における鳥獣被害の現状は、平成24年現在で、面積618平方メートル、金額に換算すると2,095万8,000円となっております。もちろん一口に害獣とはいっても、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカによってその被害の様態は大きく違ってくるわけですが、これまで尾鷲市がとってきた獣害対策とその成果、また、この計画は平成28年度が最終年度になるわけですので、この計画の被害軽減目標の達成見通し等についてお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 有害鳥獣につきましては、全国的に有害鳥獣の対象であるニホンザル、イノシシ並びにニホンジカによって生活圏への被害が発生しているところであり、本市においても、農作物への被害や住居侵入被害が発生しているところでもあります。

そこで、尾鷲市鳥獣被害防止計画のもと、有害鳥獣対策としまして、獣害パトロール員の継続雇用を初め、猿の群れ域把握のための発信機の装着、猟期以外の

有害鳥獣捕獲許可証の発行、有害鳥獣の捕獲等に対する報奨金制度の継続、被害多発地区での獣害パトロール員による捕獲おりの設置、大型捕獲わなドロップネットの設置、国の補助を活用した獣害柵設置事業、それから、獣害に強い地域づくりの推進といった主に八つの対策を猟友会尾鷲支部の御協力のもと進めているところであります。

尾鷲市鳥獣被害防止計画の進捗状況につきましては、計画にある鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針の中で、平成24年度における被害面積が約618ヘクタール、金額にして2,095万8,000円となっておりますが、平成26年度におきましては、被害面積は約119ヘクタールに減少したものの、被害金額においては3,927万5,000円と増大しているという状況となっております。

また、捕獲計画頭数におきましては、平成26年度におきまして、3カ年計画で年間ニホンザルが140頭、イノシシが50頭、ニホンジカが120頭としていくところではありますが、平成26年度の有害鳥獣として捕獲実績は、ニホンザルが74頭、イノシシが37頭、ニホンジカ52頭にとどまっています。このようなことから、平成27年度におきまして、被害軽減に向け有害鳥獣の絶対頭数の積極的な削減を目指しまして、従前からのニホンザルの捕獲に対する報奨金制度に加えまして、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用して、イノシシ、ニホンジカの捕獲に対しても報奨金制度を設け、積極的な頭数調整に向けた対策を講じたところであります。

平成28年2月末現在の有害捕獲実績は、ニホンザル25頭、イノシシ、ニホンジカでは予算額上限頭数であるイノシシ50頭、ニホンジカ120頭が既に捕獲されているところであります。

平成28年度におきましては、有害鳥獣の積極的な捕獲を継続したいことから、尾鷲市鳥獣被害防止計画における捕獲計画数を見直すこととし、ニホンザルの計画数については140頭と同数であります。イノシシにおいては、50頭から20頭ふやし70頭、ニホンジカにおいては、120頭から80頭をふやし200頭にそれぞれ上乗せし、積極的な頭数調整を図り、尾鷲市鳥獣被害防止計画の目標達成に向け取り組んでいきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 今、言われましたけれども、八つの項目を立てて、それに従ってそれぞれ猿、イノシシ、鹿の減少を図ろうとしておるといふうなことはよ

くわかりました。そのことについては、ちょっと私なりにいろいろ調べたり、また話を聞いたりして、尾鷲市の取り組み、これでは生ぬるいのではないかなというふうな感じを持っておりますので、少しまた、読み上げますけれども聞いていただきたいと思います。

猿、イノシシ、鹿の3害獣については、その生息圏、行動、被害の状況等々、それぞれに特徴があり、一概一様には論じられません。

鹿の被害は、何とんでも林業に与える影響が大きく、杉やヒノキ、また雑木などへの食害、皮むき被害が甚大です。山主の人たちも、資本を投じて植林した若木がすっぽりと食い荒らされ、何十年と手塩にかけて丹念に育て、やっと資産価値がついてきたと思ったやさきに鹿の皮剥ぎによって一夜にして水泡と化してしまう。もちろん農作物の被害も気の毒だが、田畑は単年度勝負、私たちは世代を超えた事業であり、国や県、市が挙げて対策を強化してくれないと、個人では限界があると訴えられております。また、以前には、須賀利の人が、急傾斜地に生えている雑木を鹿が食って枯らせてしまうので、落石が多くなって危険だと話しておられました。

イノシシについては、数年前、九鬼のまちで、早朝新聞配達の人がイノシシとぶつかり、けがをしたとの記事が載っていたのを記憶しています。このイノシシ被害は余り尾鷲では聞きませんが、やはり田んぼの稲作、畑の作物への被害が主なようです。

鹿、イノシシ対策については、金網やトタン、ネット、また電気柵によって集落全体を囲い込んでしまう集落防止柵や、個人の田畑だけを囲い込む個別柵があるようですが、それぞれに一長一短があり、また、電気柵については、昨年、静岡県西伊豆町の川岸で7人が感電し2人が死亡するという痛ましい事故も起き、その取り扱いには慎重さが必要なようです。

しかし、何でも食べ、妊娠率が高く四、五年で倍増すると言われていた鹿や、1度に四、五頭の子供を産むイノシシと、その繁殖力が旺盛な鹿、イノシシにあっては、やはり捕獲して個体数を減らす生息管理の徹底が必要だと言われております。その捕獲方法については、伝統的な猟銃を使った追い出し犬による巻き狩りや待ち伏せ猟、忍び猟、また、くくりわな、箱わな、ドロップネットや、近年ではITC技術を導入した囲いわななどがあるようです。

猿については、銃による射殺、花火のロケット弾による追い払い、おりでの捕獲、電気柵、パトロールによる追い払い、モンキードッグによる方法などがある

ようですが、猿は移動が素早くすばしこい上に、頭がよいので車の車種を覚えていて、パトロール隊が現場に到着したころには既に逃げてしまっている。銃で撃つのも難しく、おりも一度捕獲すると後が続かない。また、モンキードッグは全国で351頭登録されているようですが、訓練に二十数万円かかるというようなことで、ある意味、決定的な対応策がなく、どこでも苦勞している状況のようです。とはいっても、やはり猟銃による捕殺が一番手っ取り早く、確実な方法だと言われています。

尾鷲市にあっても、猟友会の皆さんの絶大な協力が頼みの綱となっています。そこで、尾鷲猟友会の森会長さんのお話を伺ってきました。会長さんによると、尾鷲猟友会は、平成27年度現在で会員数46名、平均年齢は65歳以上になり、高齢者の方が大半で、若い新入会員はほとんどなく、このまま10年もたてば会員は半減し、高齢者ばかりになってしまう。本来は夜行性の鹿やイノシシも、今は昼間でも出てきて行動し、昔は食べなかったアジサイやスイセン、ヒガンバナでも平気で食べるようになった。また、猿も町なかにも進出し、好きなように行動している。今のところ害獣による人的な被害は余り聞かないが、角の生えた雄鹿は発情期になると凶暴で、攻撃的になり大変に恐ろしい。このような猟友会やけもの状況は東紀州全体に言えることで、将来的に市民も高齢化してますます活力がなくなり、ハンターも少人数化、高齢化して捕獲数も減少すると思われる。行政のほうも、真剣に対策を考えておかないと大変な事態になるかもしれないと。

しかも、毎年二、三百頭の狩猟ではますますふえ続けると思われる。500頭ぐらいでもとんとんだらうと。1頭8,000円という報奨金はそのままでよいとしても、捕獲頭数を大幅にふやさないと減少に転じないのではないかと。猟友会も、これまでは趣味的にやっておき、四、五人でチームを組んで狩猟を楽しみ、年に何回か鍋を囲む程度の捕獲でよかったが、本格的な害獣駆除となると、猟銃の保持、弾代、犬の育成、移動手段の油代、保険の問題など、抜本的に考え直さないといけないのではないかと。また、猟銃免許の取得も大変に難しく、免許を取得しても、その後の猟銃の購入、保管等にも費用がかかる上、射撃の講習なども受講しなければならず、予想以上に大変。また、猟銃を持ったとしても、実際に猿をするとなると、先輩ハンターについて何年か経験を積まないと、1人で山に入って簡単にぼんと撃てるものではなく、猿のやり方、技術の継承も考えておかないといけないと述べておられました。

猟銃の取得については、実際どんなものかと、私も先般、尾鷲警察署に出向きいろいろとお話を伺ってきたのですが、予想以上に煩雑で、経費がかかり大変だなという感想を持ってきました。

さて、これらもろもろの事情を整理して、猿、鹿、イノシシによる被害対策を考えると、問題は大きく二つに分けられるのではないかと思います。その一つは捕獲頭数であり、あとの一つは捕獲方法であります。

捕獲頭数については、今回、東紀州2市3町の獣害担当の方に電話でいろいろと問い合わせをしてみたのですが、平成26年度実績で、東紀州全体では、鹿の捕獲数は熊野市の1,194頭を筆頭に、全部で2,255頭、イノシシも、熊野市の445頭をトップに1,360頭、猿も熊野市で91頭、合計で300頭となっております。27年度はまだ年度途中の集計ですが、鹿は1,879頭、イノシシは1,206頭、猿は187頭と報告されています。

先ほども述べましたように、鹿、イノシシは大変に繁殖力が旺盛で、森会長も言っておられたように、少々の捕獲で追いつかないようです。しかし、成獣が捕獲されれば必ず個体数は減るはずですが、また、参考書などによると、イノシシは比較的行動範囲が狭いようですが、鹿はかなりの距離を移動するとの調査もあるようです。東紀州全体で情報交換をして、ある程度の捕獲目標を決める必要があるのではないのでしょうか。ちなみに、平成28年度の有害での捕獲申請数は、東紀州全体で鹿2,050頭、イノシシ1,230頭、猿680頭となっています。

捕獲については、11月1日から3月15日までの狩猟期間と、有害としての駆除許可期間に分けられるようですが、国からの報奨金との関係もあり、年間を通した捕獲数を考えていかねばならないと思われます。どの地域にあっても、捕獲については地元の猟友会頼みが現実のようですから、市のほうも尾鷲猟友会と緊密な連絡をとり合って頑張りたいと思います。

また、報奨金のほうも、熊野・南郡は、猿2万円、鹿、イノシシ9,000円、尾鷲市、紀北町は、猿1万8,000円、鹿、イノシシ8,000円、財政力の違いもあるでしょうが、伊賀市は猿3万円、鹿、イノシシ1万円だそうです。伊賀市ほどでないにしても、せめて東紀州は同一にしてもいいのではないのでしょうか。

次に、捕獲方法ですが、鹿、イノシシにあっては、大半が猟銃での捕殺とくくりわなが一番一般的で、かつ、また有効のようです。猟銃については、先ほども述べましたように、簡単には猟銃の取得保持は推奨できませんが、紀宝町は若い人に積極的に獣害駆除のための猟銃免許取得を勧めており、二、三の補助制度も

設けていると聞きました。この猟銃保持に比べ、くくりわなの免許のほうは比較的簡単で、経費も安く済み、県の農林水産事業所で取れます。これも紀宝町の取り組みの話になって恐縮ですが、獣害を担当する産業建設課は16名の職員がいて、6名の人がかくりわなの免許を持っており、町職全体では9名、毎年一、二名の人免許を取得して、町を挙げて獣害対策に当たっているそうです。

尾鷲市役所でも、木のまち推進課の職員は全員くくりわなの免許を取り、年間1人10匹の鹿を捕獲することというふうなことは別にして、周辺部の区長あたりにくくりわなでの捕獲の協力依頼をしてはどうでしょうか。

また、尾鷲市の鳥獣被害防止計画にも、獣害に対する基本的な知識と対策についての研修会を実施し、住民意識の向上を図り、地域一体となった追い払い活動を推進すると書かれていますが、国、県のほうでも、獣害被害対策実施隊、民間団体による地域ぐるみ被害防止活動、鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等のための研修などについては、それ相応の補助金も支給されるようですから、担当課でよく研究し、いろいろな施策を実施していただきたいと思います。北海道では、ふえ過ぎたエゾジカの追い上げに自衛隊も協力しているというような話も聞いております。

次に、猿対策ですが、県のほうも、猿による農作物の被害が平成19年から25年にかけて毎年1億円を超え、金額的に全国で2位ということになり、かなり本腰で対策に乗り出したようです。猿は県下全域に分布し、一つの群れに50から200頭いると推測されているようです。一般に猿対策としては、集落に猿の餌場をなくす、隠れ場や逃げ場をなくす、囲えるものはきちんと囲う、集落ぐるみで追い払うというのが原則のようですが、実際はなかなか難しいものがあります。

県のほうでは、民間企業と連携して大量捕獲わなの遠隔監視操作システム、まる三重ホカクンを開発し、その実証実験を重ねているようです。伊賀市では、地元から要望が上がり、その現地実証ということで、まる三重ホカクンだと思うんですけども、17基借り受け猿の捕獲に当たっていて、平成26年度は428匹、27年度は1月現在84匹、28年度は120匹の捕獲を目指していました。猿の捕獲についても、県との積極的な連携が必要ではないかと思われま

す。

この害獣の捕獲ということについて、市のほうはどのように考えているのでしょうか。もし市独自の考え等があればお聞きしたいと思います。えらい長くなり

ましたけれども。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 有害鳥獣による被害軽減に向け、最も有効な対策につきましては、絶対頭数の削減が必要であり、近隣市町同様、従来から猟友会に協力を求めた上で、有害鳥獣捕獲許可証を発行し、猟期以外においても有害鳥獣の捕獲を実施していただいております。

有害鳥獣の捕獲におきましては、尾鷲市鳥獣被害防止計画のもと進めて、その中での捕獲計画頭数においては、過去5年間の有害鳥獣捕獲頭数の平均を参考とし、ニホンザルの捕獲平均が約116頭、イノシシの捕獲平均が約22頭、ニホンジカの捕獲平均が約68頭であったことから、捕獲計画頭数として、ニホンザル140頭、イノシシ50頭、ニホンジカ120頭といたしました。

しかしながら、被害状況は随時変化していることから、先ほど申し上げましたとおり、平成28年度には、尾鷲市鳥獣被害防止計画のうち捕獲計画頭数を見直すこととし、ニホンザルは140頭と据え置きますが、イノシシ70頭、ニホンジカ200頭とすることとしております。ただし、被害状況の把握や近隣市町の情報鑑み、平成29年度以降も引き続き捕獲計画数を見直していくとともに、1頭当たりの捕獲に対する報奨金の額についても、現在紀北町と同額であります。さらなる捕獲強化を図る上で検討を続けていく必要があると考えております。

現在、猟友会におかれましては、わな免許取得者が23人、銃免許取得者7人、銃とわな免許取得者が16人の計46人であり、議員おっしゃられるように、70歳代以上の方が半数以上であり、近隣市町と比較しても高齢化が進んでいることから、今後、会員数の減少による捕獲数の減少が考えられます。捕獲数の強化を図る上で捕獲者の確保が必要なことから、自治会や地区会の協力を仰ぎ、直接的な捕獲を実施していただける取り組みについて検討していきたいと考えております。

本市におきましては、獣害パトロール員2名を臨時職員として雇用し、獣害パトロール員を中心とした獣害対策を継続しているところでありますが、獣害パトロール員の管理のもと、イノシシ、ニホンジカ捕獲おりを須賀利地区や各地区において設置しており、さらに、タヌキやアナグマといった小動物が出没するといった苦情も寄せられることから、小動物の有害捕獲許可証を発行した上でおりの設置も実施しているところであります。こういった被害苦情による対応におきましては、可能な限り担当課職員も現地に同行することとしており、被害者から被

害の聞き取りや、対応策について適切な助言を行っているところであります。

神出鬼没であるニホンザルの対策におきましては、獣害パトロール員を中心とした対策を継続しておるところであります。中でも、群れの雌猿に発信機を装着し、行動範囲を把握する取り組みを行っております。これにより、生活圏まで近づく群れをいち早く察知し、先回りして追い払うという対策を講じているところであります。

また、ニホンザルの出没の苦情におきましては、迅速な追い払い対応や被害を未然に防ぐ防獣対策の助言を実施しているところであります。捕獲につきましては、非常に賢く、わなによる捕獲が容易でないのが現状であります。このことから、捕獲強化に向けた対策として、他市町における新たな捕獲システムによる捕獲が実施をされていることから、今後、積極的に情報収集し、本市での実施に向け検討していきたいと考えております。

今後におきましても、猟友会の御協力のもと、獣害パトロール員を中心とした獣害対策を継続していくほか、住民の皆様と一体となつての防獣対策も不可決でありますので、被害地区における追い払い研修会、実地講習の開催といった要望に対し、県と協力しながら迅速に対応してまいりたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 鹿については200頭と、28年度の申請が8,000円の申請ということですがけれども、やっぱり先ほども言いましたように、200頭や300頭ではとても追いつかないと。もちろん捕まえる人も必要ですからあれですけれども、一度抜本的に、500なりを3年ぐらいとれば随分と減るだろうというふうなことを言われておりますし、先ほども言いましたように、やっぱり鹿とぶつかって車を破損したとか、雄鹿の話もありましたけれども、もしそういうふうなことになれば大変なことです。ぜひとも猟友会の人とも相談して、そして、今200頭ですけれども、もう少し数はふやせることはできるんでしょう。その辺、推進課の課長さん、どうですか。

議長（村田幸隆議員） 木のまち推進課長。

木のまち推進課長（内山真杉君） 今、議員さんが言われましたように、ニホンジカにつきましては、平成28年度に200頭計画しております。ただ、近隣市町の捕獲数が多いわけですがけれども、捕獲には主に銃のほうで使用されておまして、当地区においては銃の所有者23名ということで、実際に活動している方が6名と聞いております。近隣市町の銃の保有者は、本市に比べまして2倍から5倍と

いうふうに、こういうのが捕獲数もそれにつながっているものではないかと考えております。

また、週末といった限られた時間に行われるために捕獲数が少ないと思われま
すけれども、今、議員さんが言われましたように、会長さんも500ではどうか
というふうなことを言うておりますので、今後、28年度の実績等も踏まえてふ
やしていきたいというふうには、協議の上考えております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） ぜひともその辺はやっぱり数をふやして、一時的にでも減っ
ていけばふえてくるのも随分と遅いでしょうから、ぜひともそういうふうにして
いただきたい。やっぱり鉄砲で撃つのはちょっと抵抗があるというふうな人もく
くりなわをしてもらって、そして、わなにかかったら猟友会の人をお願いする
というふうな方法でもいいですから、こちら辺で一度きちっとした対策をとって、
思い切って急激に減らしておくのが大事なんじゃないかなというふうに思います。

それから、猿については、本当にこれは難しくて、村を挙げてということでは
けれども、私たちのほうも、こちらへ出てきたと思ってロケット弾を撃つともう
あっちのほうへ行っておるといようなことで、非常に難しい面もあります。た
だ、先ほど県のあれもありましたけれども、ここに新聞にもありますけれども、
群れごと捕獲するということが、小さなおりではなくて大きなおりで一度に群れ
ごととるといようなことで、新兵器がつけられておるといようなことで、値
段もなかなか、160万ぐらいするらしいですけれども、そういうふうなものも
研究してもらって、ぜひとも猿のほうも対策していただきたいと思います。

お年寄りの方が楽しみに一生懸命につくっても、つい来て、ことしももう既に
ありましたけれども、もう今タマネギなんかでもちょっと膨らんだやつをとって
食べてしまうわけなんですね。そういうふうなことであるとか、馬越のほう、あ
っちのほうでいくと、お店なんかでも外へ出しているものが、猿が来るので中へ
入れないかと。中へ入れて鍵をかけておるとお客さんはなかなか来ないとい
うふうなことで困っておるとい話も聞いたことがありますけれども、その辺につ
いても、ぜひとも猟友会の人と相談するなり県と相談するなりして、頑張っ
ていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問ですけれども、次に、先ほども述べましたが、県にあって
は獣害対策の推進について、みえ県民力ビジョン第2次行動計画最終案において、
野生鳥獣による被害の減少に向け、村落ぐるみによる追い払いや侵入防止柵の整

備などを進める被害対策、野生鳥獣の捕獲力強化や森林再生による生息環境の創出などを進める生息管理、適正に捕獲した野生鳥獣を地域の未利用資源として有効に生かす獣肉等の利活用の三本柱を掲げて取り組んでおります。そのうちの獣肉等の利活用については、知事も特に力を入れており、獣肉をみえジビエとして売り出すべく、農林水産部にフードイノベーション課を設けて取り組みを進めています。

ジビエとは、フランス語でフランス料理での狩猟肉を指し、カモやキジ、またノウサギ、鹿、イノシシの肉を言うそうです。日本でも、縄文時代から貴重なたんぱく源として盛んに食べていたようで、貝塚や遺跡からはたくさん獣骨が出土し、その9割が鹿とイノシシだと言われています。

その後、仏教の伝来の中で、殺生を嫌い、長く表立っての四つ足のけものは食べない習慣だったようですが、庶民の間では、イノシシ肉をヤマクジラ、シシ鍋をぼたん鍋、鹿鍋をもみじ鍋等と読みかえて食べていたようです。近代に入っても、山里の村々では捕獲したけものを食べてはいたようですが、その数は微々たるものだったようです。

しかし、ここ二、三十年、爆発的にふえ出した鹿、イノシシの肉をジビエとして見直し、消費の拡大を図り、地域振興につなげようという動きが出始め、長野県大鹿村などでの取り組みを代表例として、全国各地の自治体でも取り組みを始めていると言われています。また、地元紙によると、ふるさと納税の返礼品として、鳥根県松江市は1万円以上の寄附で、シシ肉1キロ、大分県中津市では、1万円以上の寄附でシシ肉600グラムと鹿肉ブロック200グラムを送る取り組みをしているとの記事もありました。

平成27年12月現在において、三重県内にはジビエ登録事業者として、解体処理施設が伊賀市や津市などに6施設、加工製造施設が2施設、みえジビエが買える店として、マックスバリューなど27店舗、ジビエが食べられる店として、伊勢志摩観光ホテルやカレーハウスCOCO壺番屋など59店あるそうです。

私も今回、この一般質問をするに当たり、伊賀市山畑にある解体処理場及び獣肉販売店としてのいがまち里山の幸利活用組合かじか事業所を訪問し、いろいろとお話を伺ってきました。

この事業所は、みえジビエ登録制度における県下での第1号の施設として平成24年12月にオープン。3名の正規職員を雇用して解体加工しており、平成27年度は410頭の鹿を処理し、みえジビエ及びドッグフードに加工して販売し

たそうです。この獣肉加工の場合、ドッグフードは別にして、野生獣を食肉加工するためには、食品衛生法にのっとった方法で処理する必要がありますが、実際のところは処理に当たっての統一された基準がなく、業者任せが現実のようです。

そこで、三重県では、県がジビエ品質衛生管理マニュアルの基準策定を行い、その基準により、より高度な衛生管理を実施して、高品質でブランド化できるみえジビエの食肉の確保を進めようとしています。そのこと自体は大変結構なことだと思うのですが、実は、その食品管理マニュアルの基準が大変に厳しく、人によると日本一の厳しさだとも言われております。一例を挙げますと、猟銃で撃つたものではなく、わなで捕獲し、刺しどめした個体でないことだめとか、殺傷後、即放血、血抜きをし、夏場60分、冬場90分以内に解体処理施設に搬送し、24時間以内に4度C以下で保冷保管しなければいけないと、本当に厳しい内容になっているようです。

他府県の衛生管理等については、調査する時間がなく調べておりませんが、この厳しいマニュアルについては、ことしの2月5日、松阪市嬉野ふるさと会館で三重県議会主催のみえ現場de県議会があり、そのときのテーマが鳥獣害に強い地域づくりでしたので、私も傍聴という形で出席させていただきましたが、席上、ジビエ業者の方から、もう少し規制緩和してほしいとの要望が出され、県議のほうからも、調査検討して要望に応えたいと回答しておりました。

国は、来年度の平成28年度、鳥獣被害防止対策の推進費用として95億円の概算決定をしております。そして、県のほうでは、野生鳥獣被害の深刻化、広域化に対応するための取り組み、施設の整備、ジビエ活用の取り組みを支援するという方針を定め、ハード面としてのジビエ等の処理施設、焼却施設建設の支援、ソフト面の新規事業として、ジビエ流通量の確保や需要拡大のための普及啓発活動、関係者間の情報共有に力を入ると表明しています。

また、ジビエではありませんが、昨年12月、紀北町の議員が町議会で有害鳥獣の焼却施設の設置を要求したのに対し、町長は、担当課で他の市町の焼却施設を研究している、可能なら予算化して検討したいと答弁しています。

現在、県議会におけるこの獣害対策は、東豊議員が委員長をしている環境生活農林水産常任委員会が担当です。より情報収集に努め、連携を強めて、市単独でも東紀州1本でもよいと思いますが、県の助成を仰ぎながら、ジビエ加工場の誘致なり民間に起業を促す取り組みを進めてはいかがでしょうか。

先ほども数字を挙げましたが、平成26年度、東紀州における鹿、イノシシの

捕獲数 3,615 頭、28 年度申請数だけで 3,280 頭、今は捕獲したけものは大半が埋葬放置処分が現状です。ありがたい命を人間のために殺傷するわけですから、せめて完全利用して成仏させてやることも大事ではないかと思えます。このジビエ加工工場の誘致等について市長の御意見をお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 県におかれましては、狩猟や有害捕獲された野生のイノシシやニホンジカの有効活用を目指して、みえジビエ品質衛生管理マニュアルのもと、高度な衛生管理による高品質でより安全で安心な食肉を提供するといった事業を積極的に推進されているところであります。

本市におきましては、猟友会の協力のもと、尾鷲市鳥獣被害防止計画に沿って有害鳥獣の捕獲に努めているところであり、捕獲した個体の処理につきましては、捕獲者により自己消費や埋設といった方法がとられているところであります。この野生獣肉を有効活用する取り組みにおいては、高度な衛生管理のもと、安全安心な食肉とすることが非常に重要なことから、捕獲から流通まで食材として徹底した管理が要求されているところであります。

また、本市で野生獣肉を事業経営する場合におきましては、急峻な地形が捕獲条件に大きく影響を及ぼし、さらに、捕獲場所から解体処理施設まで、議員が言われましたように、決められた時間内での速やかな移送が求められておりますが、それがなかなか困難といったことが危惧されます。しかしながら、昨年度の東紀州地域のイノシシ、ニホンジカの捕獲が約 3,600 頭を超えている状況からも、ジビエを含め、有効な利活用に対して検討していくことが必要と考えております。

現在、県内においては、民間の事業体が野生獣肉処理事業を実施しているところであり、こういった先進事例がありますので、今後において情報収集に努めるとともに、本市での事業経営規模のある方に対しては積極的な対応ができるよう進めてまいりたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 9 番、榎本議員。

9 番（榎本隆吉議員） 長野県の、先ほど言いました大鹿町をパソコンで調べてみますと、やっぱり鹿刺しも売られているようですし、多分ほかの県では、こんなに厳しい三重県ほどのマニュアルではないんじゃないかなというふうに思います。

県議のほうも、先ほど言いましたけれども、十分に検討させてもらう、研究させてもらうと言っていましたけれども。ですから、そういうふうな意味においては、また規制緩和をされるかもわかりません。また、先ほど言いました伊賀のほ

うへ行ったときも、御浜町でそういうドッグフードかジビエかわからんですけれども、そういう解体処理場をつくりたいというふうな方が見えていましたというふうなことでしたので、やはりそういう助成を受ければ、工場を建てるとか、また雇用も何人かというふうなことでしょうけれども、ふえますから、やはりその辺、ぜひとも研究していただいてやっていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

市長（岩田昭人君） 今の県のマニュアルでいきますと、やはり銃ではなしに、わなでとったものというふうな、銃でも一部認められているのもありますけれども、メインがわなのもので、議員がおっしゃられているように、移送が60分とか、冬場でも90分とか、そういった厳しい条件があります。そういったことを考えると、この地域では、わなの捕獲というのはなかなか難しいところがありますけれども、しかし、こういうふうに鳥獣被害がひどくなってきているところにおきましては、何らかの対策をやっぴり打たなければならないというふうに思っておりますし、先ほども言いましたように、東紀州全体ではかなりの数のイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数の実績がございますので、それに対しての何らかの対策を打たなければならない、そのうちのジビエというのが一番手っ取り早い対策かなというふうには思っておりますので、もしそういった事業者があらわれた場合は積極的に御支援をさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 先ほど、くくりのあれでしたけれども、見解の中でも首から上を鉄砲で撃った場合はもうええんやないかというような話もありましたけど、やっぱり鉄砲で撃つと鉛毒というふうなことがあって問題になると。弾の中には鉛を使っていない弾もあるようなんですけれども、その辺も含めてというふうなことと、くくりわなの場合は、かかってすぐに死ぬわけじゃないものですから、行って刺しどめをせんならんものですから、ただ、山のずっと上のほうでくくりをかけた場合は大変でしょうけれども、道端でかければすぐですし、また、冬場でしたら、県のマニュアルでいくと90分ですけれども、半日ぐらいはどうということはないやろうと。ただ、内臓がすぐに腐るのでというふうなことを言われていましたけれども、その辺も含めて、多分、県のほうもそういう規制緩和等もあると思いますから、機会があれば、市のほうも県会議員等に何とかそういうふうなことで起業しやすいように。

また、人間が食べるジビエ、県によっては学校給食に使っておるというふうな

こともあるやに聞いていますけれども、また、ペットフード等にするのであればもう少し規制緩和ができるんじゃないかなというふうに思いますし、三重県のかじかという事業所の場合も、ペットフードの人が買いに来て卸しているんですというふうなことも言っていましたから、もっともっと何とか工夫して、このジビエ料理とかペットフードができるような方法があればいいんじゃないかなというふうに思います。

鹿の場合ですと、実際、鹿はイノシシと違って痩せているのでそんなにお金にはならんようですけれども、全てを内臓から骨から、皮はなめして使えるし、内臓もドッグフードにはなるというふうなことを言うていましたから、完全利用できるんですよと。角のほうも、何か高級な万年筆の軸とか、あれになるとか、ですから、随分とやり方によってはいいんじゃないかなというふうに思いますので、機会があれば、ぜひとも市のほうからもそういうふうな提案をしていただいで有効利用を図っていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（村田幸隆議員） ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午後 2時16分〕

〔再開 午後 2時29分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、4番、田中勲議員。

〔4番（田中勲議員）登壇〕

4番（田中勲議員） 昼の眠くなる時間でございますが、少しばかり我慢をしてお聞きいただきたいと思います。

今回の一般質問、8名のうち5名の方が道の駅について取り上げているようでございますが、その関心の高さがうかがわれます。私もこのことについて少し質問したいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、およそ今から100年前、大正元年4月14日、当時イギリスの豪華客船タイタニック号4万6,000トンが、ニューヨークに向かって処女航海の途中、北大西洋上において氷山に接触、1,500名余りの乗客とともに深夜の海に没したことは有名な話です。今日の尾鷲市の市政を思いますと、その混迷ぶりを見るにつけ、このタイタニック号の末路と重なって見えてしまうのは私だけでしょうか。この混迷する1万8,000人余りの人を乗せた尾鷲丸は傾きつつどこに向かおうとしているのでしょうか。

振り返るまでもなく、わずかこの二、三年の間に、尾鷲市長の多額の追加予算、輪内中の産廃問題、水道部の配管契約書の改ざん、合併浄化槽の補助金の問題、そして、今回エリアワンセグの予算不備等々、枚挙のいとまもないくらいであります。市長はその都度、給与減額を申し出てまいりました。これらの問題が生じるたび、議会もまた苦しみ、悩んでまいりましたのであります。さりとて、市の少ない財源の中から、子供たちのために保育園の整備やコミュニティの建設に取り組みられた姿勢は大いに評価をしております。しかしながら、このことと数々の不祥事とは全く別のことであります。今後、尾鷲市のかじ取りをどのようにしていくのか、一言お聞かせください。

それでは、まず、私の道の駅に対する思いと、平成28年度当初予算の委託料、尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料についてお聞きいたします。

元来、私は一貫してこの道の駅については賛成をしてまいりました。国も言うておりますように、道の駅は地方創生の核となるものだからであります。防災機能をあわせ持ったこの道の駅は、尾鷲にとって重要な拠点だけでなく、東紀州全体の中核となるべき施設になるだろうと、今日まで私は大いに期待をしておったのであります。

ところが、ここに来て、フルインターの望みも朝の露のごとく消え去ったというではありませんか。市長はその説明責任をどうされるのか、きちんと説明をしてください。市長は、国のやることだから関与できませんと言われるのでしょうか。国と交渉したがだめだったのでしょうか。また、一縷の望みはあるのでしょうか。そんな経過を逐一説明してください。

また、このことに関しまして、私は市長ばかりではなく、国に対しても大いに不満を申し上げたいと思います。なぜなら、そもそも尾鷲北インターと南インターをつなぐようになった理由はなぜなのか。それは、平成23年の台風12号による紀伊半島南部大水害によって熊野川が氾濫、死者、行方不明者が出ました。そのとき、国道42号線は何カ所かで斜面が崩落し、通行どめとなりました。北から救援に来た自衛隊の車両が救援に向かえなかった。そのとき、尾鷲のイオン前の42号線も水があふれ、車は通れませんでした。そこで、現三重県知事の号令で、尾鷲の北と南をつなげなければならない、その結果、国も動いた、そういう経過だったと思います。南北がつながったのはよいが、肝心の尾鷲南インターの防災拠点に自衛隊の車が直接おりられず、もし仮に、この30年間に70%の確率で来ると言われている南海トラフ大地震が来たとする、国道42号線はず

たずたに寸断され、全国からの救援車両も防災拠点に直接おりられず、その結果、国、県、市も大失態を犯す結果となり、後で幾ら大後悔をしても後の祭りになりますまいかと大変に危惧をしております。

現在、南インターでは、北に向かって本線の橋脚の工事が着々と進んでいるように思います。先ほども述べましたように、本線ができ上がってからではもう遅いのです。南インターの防災拠点に本線から直接おりられなければ、防災の意味がありません。ちなみに、尾鷲駅は標高14メートル、国道42号線の中川の橋の上は10メートル、県尾鷲庁舎前の信号のあるあたりが約11メートルだそうです。最大17メートルの南海トラフの巨大大地震が襲ってきた場合、国道42号線は壊滅状態となります。私はこの重大な問題に危機感を持っております。フルインター化は夢幻と言うなかれ、市長はこの点、国、県に要望するに当たり、議会にも協力を求める気はないのでしょうか。市長の思いをお聞かせください。

今回、この委託料は、執行権の範疇とはいえ、唐突に今、なぜなのか。せめて重点「道の駅」候補から重点「道の駅」に昇格してからでも遅くなかったのではないのでしょうか。なお、平成23年尾鷲市道の駅基本計画委託料480万円と、今回の委託料1,782万円、その多くなった理由は何なのでしょう。費用の多少を言っているではありません。1,782万円を使って一体何をしたいのか、平成23年の道の駅の基本計画書でおおよそのことは示されていると思いますが、それ以上に何が重要なのでしょうか。

今回、奥伊勢おおだいとパーク七里御浜が重点「道の駅」に選ばれ、尾鷲が候補から重点「道の駅」に選ばれなかったのは、私といたしましても残念です。市として、これまで道の駅に関して、全庁挙げて検討し、国にどんな提案をしてまいったのでしょうか。また、予算計上するに当たって、議会に相談することはできなかったのでしょうか。議会の中には、優秀なぴり辛のきいた地方創生特別委員長、物知りの総務産業委員長、そして頭脳明晰な議長等々、控えているではありませんか。せめて一言相談すべきであったと思いますが、どう思いますか。

次に、2市3町の広域による新ごみ処理施設の建設についてお伺いをいたします。

所信表明では、2市3町の市長が前向きに検討しましょう、その建設候補は尾鷲にするということで大体の合意形成がなされたようですが、尾鷲にその候補地となるような土地がどこにあるのでしょうか。また、一体どのくらいの規模の施設を考えておられるのかお聞かせください。

次に、ごみ指定袋10%の減額についてお聞きします。

市長は、今回の尾鷲市廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、10%値下げすると表明しております。そして、今後、減量の推移を見きわめながら、さらなる値下げを考えていると言っておられます。私は、市長の今回の発表に大変に驚いております。あなたの市長たる思いや主体は一体どこにあるのでしょうか。市民は、市長がもっと値下げをしてくれるであろうという願いを、市長は最も敏感に感じ取っていたはずですが、どうか答申どおりにするのではなく、いま一度再考していただきたいと思います。

審議会の中身を見ますと、市民へのアンケートを実施した結果、ごみ袋の値下げや一定量の無料配布がなされても、分別はしっかりと守られ、燃やすごみの量は変わらないと思うと答えた人が52.7%とあり、凶らずもリバウンドはしないと言っておられます。このことから、市民のごみ減量意識は大きく定着していると感じ取れるのです。今後、もっともっと啓発をしていけば、市民は減量に必ず応えてくれるはずですが、どうかもっと値下げをして市民の要望に応じてあげていただきたいと思います。このことについて市長の思いをお聞かせください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、田中議員の御質問にお答えします。

まず、尾鷲南インターチェンジについてであります。

これまでの経過といたしましては、尾鷲市道の駅基本計画の中でフルインターに関する考察をお示しし、平成25年8月に国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所に提出した尾鷲市の道の駅設置に向けた支援についての要望書の中で、提案という形で支援をお願いしております。

議員のおっしゃられるとおり、現状では、尾鷲南インターチェンジはーフインターで事業は進捗しておりますが、これまでの計画書でもお示ししているとおり、本市に設置を予定している道の駅は、熊野尾鷲道路と直接つながることで、復旧復興の拠点として、また、町なかへの玄関口としての機能が十二分に発揮されるものと考えておりますので、今後事業を推進していく中で、関係機関と協議、調整し、御理解を得るために鋭意努力してまいります。

次に、平成28年度当初予算に計上いたしました尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託料につきましてお答えします。

田中議員の御質問では唐突にと表現されておりましたが、これまでの道の駅

の設置に関しては、一步一步着実に設置に向けて事業を進めてきたと考えております。本事業は、本市の将来に大きな意義や影響を与えるものであり、慎重を期すことはもちろんのこと、刻一刻と変わる社会情勢に合わせた大きなかじ取りが必要であります。国が地方創生の核となる特にすぐれた取り組みを選定する重点「道の駅」に関しましても、これまで本市が思い描いてきた道の駅の機能と、国の示す方向性の合致をいち早く結びつけ、タイトなスケジュールではありましたが、議会にも御説明し、申請を行いお認めいただいたものであります。

これまで策定してまいりました計画書等に関しましても、それぞれの節目節目には、議会だけではなく関係機関へも報告するなど、十分に議論を行う中で本市に真に必要な道の駅の形について協議を重ねてまいりました。

今回の尾鷲市「道の駅」実施計画等策定業務委託に関しましても、道の駅の設置のためには必要不可欠な予算であり、唐突に上程したのではなく、設置に向けて進むための次への一步であると考えております。今議会では当初予算案という形ではございますが、近い将来つながる熊野尾鷲道路の活用や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などへの対応が可能であることなど、本事業の必要性や今後の発展性などを御理解いただき、御審議を賜りたいと考えております。

次に、5市町の広域による新ごみ処理施設を本市内へ建設することを考えた場合、5市町のごみ処理が可能な一定の広さを有し、高速道路を利用したアクセスのよい場所、取水量が確保できること、津波による被害を受けない場所などが条件となります。

本市といたしましては、新年度の早い時期に建設予定地を提案し、5市町で具体的な条件の調整を行い、基本合意へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、指定ごみ袋についてであります。

審議会においては、10%程度の引き下げを実施すべきとの答申をいただきました。引き下げに関しては、より大幅な引き下げができないか、また、袋の大きさにより差を持たせた料金設定、例えば料金の高い大きな袋ほど引き下げ幅を大きくすることができないかについても検討を行いましたが、引き下げ割合については審議会の答申を重視し、また、ごみを出す量に応じた公平な負担という制度開始当初からの理念についても尊重し、まずは暫定的に各袋とも一律10%の引き下げを実施していきたいという結論に達しました。

今後は、引き下げによるごみ排出量の推移を注視し、さらなる価格の見直しを検討してまいりたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 重点「道の駅」候補から重点「道の駅」に選ばれた他の市町、今回、そこのパーク御浜、あるいはそこのおおだい、これは既にもう道の駅候補から重点「道の駅」になりましたね。そのことを経過を踏まえて危機感を持っておるのかな、おらないのかな。ただ、業務委託をすれば、自分ら、人任せというのか、人任せやないにしても、外部委託をして、それによってその答申を受けた上でこうこうこういうふうにしていきますというふうなことじゃなくて、おおだいやとか御浜町、そのところはどういうことを国に提案して、尾鷲より先にそういう道の駅に昇格したかというようなことを、どういうふうな研究をされておったんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 大台町長には直接お尋ねして、どのような動きの中で候補が取れたのかという話をお伺いしました。電気自動車の設置とか、周辺の農業の農産物の集配のシステムの開発とか、そういったことを挙げられておまして、それでもって候補が外れたというふうにお聞きしておりますし、御浜につきましても、指定管理者といたしますか、引き受け先が松阪の某製油会社にかわりましたので、そこで、もう今、本当に積極的な動きをされている、そういった中で御浜町につきましても候補が外れたということでもあります。

昨年、三重県で重点「道の駅」候補に認められましたのは三つの駅であります。そのうち二つが候補が取れたということ、もちろん大台も御浜町も現施設として道の駅があるという利点はあるんですけども、我々としましても、何とか道の駅候補が取れるように、今回の予算計上によりまして国、あるいは関係機関にいろいろと働きかけをしていきたいということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 私もくどいようでございますけれども、24年でしたか、23年でしたかに基本計画をつくりました。今回、新しく委託業務委託料を上げられて検討してまいりたいということでございますけれども、一番肝心の、南北の道が直線でつながった場合、防災の拠点としてここへおりられない、南までずっと行ってしまふ。せつかく防災拠点を作りながら、国は多分つくられるでしょう、その場合におりられない、これを一体どないにするのかと。まずそのことをお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 防災拠点ということであれば、我々が想定しております防災拠点は、高速道路を通過してたくさんの人的支援、あるいは物的支援を求めるものでありますので、当然、高速道路から直接道の駅におりられなければ意味をなさないと思いますので。だから、今回の委託料によりまして、尾鷲市の防災拠点としての機能、あるいはゲートウエーとしての、玄関口としての機能をこういうように考えております、国との一体の整備、あるいは直接おられるように働きかける、そのための委託料の計上であります。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） それは当然に、今言われたようになしていかなければならないことで、国にも非常に強力でこうこうこういうわけだからということは国も御存じだと思うんですよ。ですから、今になって、私、おりられないということに非常に危機感を持っておるんですけども、そのための策定料としてするというんじゃないくて、そのことに、こういうあれだからおりられない、防災拠点の機能が半減以下になりますよというふうなことをまず国に示して、その上で委託料をとというふうな考え方もあったんじゃないかなと。それを何で、先ほども言いましたように、唐突にというのはそういう意味で、順序を踏んでおらないのではないかというふうに思ったからこういう表現をさせてもらったんですが、ぜひともそれを強力で押し進めていただきたい。アクセス道路として、防災道路へ。これがなかったら、本当に残念で仕方ないです。

その点についても一言お願いしたいということと、私はこの問題について、先ほど言い忘れましたかいな、ここに申し述べたように、このことに関しては、議会にもこういうことを一緒にお願いしていただきたいと、要望なりなんなりを一緒に提出いただけませんか、というふうな提案をされる気はないのかと先ほどお聞きしましたが、そういう点では、一緒にこれを進めるに当たって、これは非常に大事なことです、一番大事なことなんです。もう委託料や何よりも、まず大事なことはこれなんです、これを議会に求めていく気持ちは市長にはあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 紀勢国道事務所には、支援をお願いする中で、一体整備とあわせて提案するような形で、フルインター、あるいはサービスエリア、パーキングエリアの御提案をさせていただいたところでありました。その後、道の駅の重点候補、重点「道の駅」候補に応募し認められた。その中で、じゃ、尾鷲市が認めら

れた重点「道の駅」候補の中身をどのような形に考えていくのか、防災拠点機能としてどういうことを考えて、どういうふうな規模でつくっていくのか。あるいはゲートウェイ機能としてはどういう形でどういう機能を持たせて作り込んでいくのかということはこの委託料の中で模索する中で、当然絵姿が出てきますので、この絵姿をもって国とか関係機関と協議を進めていくということであり

ます。

今の段階で、何も無い状況で国とか関係機関にいろいろ御協力を求めていくというのは、ただ単に御協力を求めるだけの話ですので、今回の委託料によって絵姿を示し、これについてはぜひこういうような形で考えておりますので御協力を願いたいということ、当然議会の皆様にもお願いして、一緒に要望していくようなことにしていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 議会にもまた提案をお願いしていくということは、ぜひともやっていただきたいと思えます。

それと、これは委託料とそういう高速がフルインター化されないということについては、私も何でだろうというふうに思っておりますが、それが議員の皆様、私自身も多少逆さまなことをやっているんじゃないかと思ったりもするわけです。まず、フルインター化についての国なりの方針が示された時点で、じゃ、やっていこうというふうなことでということで私も少しばかり思っておるんですよ。だから、その点を議会とも一緒になってぜひともやっていただきたいということと、先ほど言いましたように、24年でしたか、委託料430万で基本計画を立てました。その中でいろんなことが書かれております、基本計画の中には。ところが、大体の概要の中にはフルインター化はないんですね。ただ、他市の道の駅についてはこういう例がありますよというふうなことだけが載っておるんですよ。あるいは交通量とかそういうことを示されて、あるいは物販の売り上げがこういうふうになりました、計算上はこういうふうになったということなんです。それ以上のことが、もしフルインター化にならなければ、全くそういう本末転倒のことをやられても仕方がないんじゃないかなと。基本計画の中に既にもう示されておることをまたもう一度やるのかなと。そういうことをちょっと危惧しましたもので、そういうことに関して私はちょっと不可思議というのか、疑問に思ったものでこの場に立たせてもらったんですが、その辺のことを十二分に、地方創生の委員長なりなんなり、議長なりに相談をされて、まず。委託料は執行権の範疇ですから、

これは議会がどう判断するかは別として、尾鷲市の創生のために、非常に賢い人ばかりでございますもので、議会の中では。そういう方にぜひとも検討をお願いしたい。それで、これを全庁舎でもって、市の全庁でもって危機感と捉えてそういうことも検討し、市長のリーダーシップをとってぜひともやっていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただきましたように、ちょっとこれを一歩進めるためのものとして絵姿を示した中で、皆さんの意見をお聞きして、それによって国、関係機関等に、議員の皆さんにもお願いをさせていただきますので、一緒に行っていただければ、ぜひ一緒に行っていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そのようにぜひともお願いします。

それで、最後に、私は提案として、私の思いなんですが、道の駅の機能は第一に防災の拠点、災害時の市民の憩いの場所、食料の備蓄倉庫、休憩、レストラン、情報発信、物産等々とありますが、私は、道の駅を母と子が安心して過ごせる噴水のあるような水辺の空間とか、子供が小動物に触れ合えるような場所を提案の一つとしてお願いしておきます。そして、今後とも各課が連携を密にしてこのことについて全庁的にやっていただきたいと思います。一言ございましたら。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 当然、防災の拠点、命の駅ということであれば、ふだん使いをどうするのかとか、そういったことが大きな課題となってきますので、今回の委託料によって、尾鷲市としてはこういう防災拠点の機能、大きさ、規模等を考えております、また、ゲートウエーとしては、例えば移住・定住の窓口とか、いろんなことが考えられますので、そういったものをお示しする中で議会にお示しさせていただいて、意見もいただきながら次への一歩とさせていただきたいと思っております。もちろん全庁的、あるいは議会もお願いして一緒にやっていただくように、また我々としてもきちんと報告をさせていただきたいと思えます。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 次に、先ほども言いましたように、ごみ袋10%値下げについてお聞きします。

先ほど申しましたように、これは市民の皆様から非常にブーイングを買う事案だと思っております。午前中の質疑にありましたように、全員がそのように思っ

ているのでありますが、私もそのように思っています。少なくとも30%くらいは値下げをするべきである。これはひとえに市長の考え方というのか、決断の仕方次第だと思っております。そういう意味からいって、私はこのことについては、これ以上は申し上げませんが、そう思っておるということだけは伝えておきたいと思えます。

それから、ごみステーションのことですが、今現在、余剰金といいますか、売上金が2,800万ございますね。そういうことから考えて、今年度、ごみステーションを市内の各5カ所に設置したいと環境では申しております。高齢化が進んでいる今日、大変によいことであり歓迎するところでもあります。

その設置するに当たって、どのぐらいの費用を見積もっておられるのか、あるいは、これはどういう、1台というのはよくわかりませんが、大体お幾らの予定でどこに設置するのかというふうなことをちょっとわかりましたらお願いいたします。

まず20%値下げのことについてから、それから、環境のそういうステーションの設置についてお願いいたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員の質疑にもお答えさせていただいたように、ごみ袋の価格は、製造単価とかそういったものから算定したものではないということでもあります。環境省のデータで、大体リッター1円という設定をすれば10%程度のごみの削減につながるだろうというデータがありますので、それをもとにリッター1円の料金を設定したわけでもあります。

そうした中で、市民の皆さんの大変な御努力によって、10%というのが20%を超える削減率になったということでもあります。当初は、5年ぐらいは様子を見てごみの減量化の状況を確認する必要があるというふうに思っていたわけですが、ここに来て20%が3年続きましたので、当初からごみ袋が高いという声を市民の方からも聞かせていただいていますし、議会からもそういう指摘がございましたので、3年たった今、審議会に答申させていただいて料金値下げを考えようということになったわけです。

その中で、審議会の答申が10%程度、議論の中でですが、下げる必要がないんじゃないかというようないろんな意見がありましたし、20%ぐらいという意見もありました。その中で最終的に10%程度の値下げというような答申になったわけです。我々はこれを最後の値下げという話じゃなしに、まず暫定的に1

0%下げさせていただいて、やはり市民の皆さんの減量意識は定着したなということを確認させていただきたい、そのためにとりあえず10%の暫定的な価格設定をさせていただいて、それを見きわめながらさらなる価格検討をしていきたいということで、今回の10%という結論に達したわけであります。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） このことは、幾ら市長に私がどうのこうの言うところで、議会の際の判断でございますから何とも言えませんが、要するに、幾ら議論をしても空回りすると思います。市長の考えと違うということは、幾ら言っても何もいい状況は生み出せない、そういうことになると思いますもので、これ以上はやめたいと思いますけれども、この答申の中で、52.7%でしたか、市民の方のアンケートの状況を見ますと、リバウンドしないよというふうな回答を得ている、そういうことを考えますと、やはりもっと値下げして十分値下げするべきではないかと。これは市長の判断で、そういう1円の設定が適当であったというふうなことでございますけれども、私としても、やはり市長のそういう思いとは別に、市民のことを考えればもっと値下げすべき、そのほうがやはり市民への思いやりではないかと、そういうふうな判断を私はしております。そういうことから、ぜひとももう少し値下げを考えてもええんじゃないかと、このように思っております。

それで、最後の質問なんですが、以上ですが、一言お願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ありがとうございます。

料金の設定につきましては、これからも積極的に見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ステーションの話は、担当課長から。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） これは紙類を想定した資源物の常設ステーション、これを来年度は設置を計画しております、新年度の当初予算に5基分、金額にして121万円を計上させていただいております。

箇所数としましては5基分ということで、主にごみ出しが困難に対する施設ということで、高齢化率の高いであろう地区センター管内を中心にやっていきたいと。しかも、将来の環境課のごみの収集計画を、その五つの箇所でモデル地区として、こういった収集の方法がとれるかといった検証も行いたいと思っております。

すので、特徴のある箇所、例えば道路沿いに設置するとか、一方通行の奥まった地域であるとか、そういったいろいろ特色を持ったところを、しかも、ステーションに関しましては、やっぱり長時間あけておいて、仮に夜とか鍵を締める場合において、地区の御協力が大前提でありますので、そういった地区との話し合いがなされた地区から先に、優先的に設置してまいりたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） どこにということは今のところわからないというふうなことからしいんですが、これは高齢者にとっても非常に大切なステーションになると思います。その点で、なるべく早期にこれを設置していただきますように強力をお願いをしておきます。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の一般質問を打ち切り、あす8日火曜日午後1時より続行することといたします。

なお、連絡事項がございます。

この後、3時20分より第一委員会室において議会運営委員会を開催していただき、議会運営委員会終了後、第二、第三委員会室で全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 3時12分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 三 鬼 和 昭